

11月28日（木）

令和 6 年 11 月 28 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	渡 辺 正 剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
3 番	永 山 敏 郎	(県民連合立憲)
4 番	工 藤 隆 久	(公明党宮崎県議団)
5 番	荒 神 稔	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	福 田 新 一	(同)
7 番	本 田 利 弘	(同)
8 番	山 内 いっとく	(同)
9 番	山 口 俊 樹	(同)
10番	下 沖 篤 史	(同)
11番	齊 藤 了 介	(同)
12番	黒 岩 保 雄	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	脇 谷 のりこ	(親 和 会)
15番	松 本 哲 也	(県民連合立憲)
16番	山 内 佳菜子	(同)
17番	今 村 光 雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂 本 康 郎	(同)
19番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日 高 博 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	佐 藤 雅 洋	(同)
23番	日 高 陽 一	(同)
24番	安 田 厚 生	(同)
25番	内 田 理 佐	(同)
26番	川 添 博	(同)
27番	関 師 博 規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄	(自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉	(県民連合立憲)
31番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂 口 博 美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山 下 寿	(同)
34番	外 山 衛	(同)
35番	武 田 浩 一	(同)
36番	丸 山 裕次郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	山 下 博 三	(同)
39番	野 崎 幸 士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	児 玉 憲 明
福 祉 保 健 部 長	渡久山 武 志
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	川 北 正 文 明
農 政 水 産 部 長	殿 所 大 仁
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 次
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 勝 也
会 計 管 理 者	米 良 勝 也
企 業 局 長	松 浦 直 康 人
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一 夫
人事委員会事務局長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 牧 直 裕
事 務 局 次 長	海 野 由 憲
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 長 補 佐	松 本 英 治
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党、北諸県選出の福田新一でございます。遠方からたくさん傍聴においでくださってありがとうございます。

11月になっても暑い日が続くと思っていましたが、急に冬となりました。そして、県議会議員になって、はや4回目の一般質問に立たせていただきます。ありがとうございます。いつものとおり、今の心境を短歌で歌います。

「霜月にフェニックス揺らす両輪は議会の声と行政の足」

霜月とは旧暦の11月です。宮崎を代表する植物といえばフェニックス、そして、議会と行政は車の両輪と言われています。議会と行政がうまく回転する両輪に、フェニックスは心地よく揺れている様子を歌いました。いかがでしょうか。（拍手）

「霜月にフェニックス揺らす両輪は議会の声と行政の足」

県庁職員と県議会のメンバーで、名前はまだ決まっていますが、短歌を愛する同好会が年内に発足する予定です。香川県はうどん県と言うに値しまして、宮崎県は短歌の県として輪が広まるといいなと思っております。

それでは一般質問に入ります。

最初に、宮崎の農業振興について伺います。

世界中で愛されるアニメ映画を手がけてきた

宮崎駿監督がマグサイサイ賞を受けられました。アジアのノーベル賞とも呼ばれている同賞です。

この賞を元県知事の黒木博さんが昭和49年に受賞されていたことを知りました。現金収入を求めて多くの若者たちが県外へ出ていった時代、1959年に知事となってから、大型台風による被害を防ぐため、早期水稲作りを導入されました。農家が稼げるよう畜産を奨励。そしてまた、沿岸部で広げたビニールハウスによる野菜作りは、全国の先進地として知られるようになりました。

若い農家が自ら学ぶSAP活動のほか、商工業の経営者をつくるSS活動をスタートさせ、観光立県への施策も評価を受けました。

当時の記事に「県土の持ち味を生かした本県らしいユニークな開発が認められたのではないかな。個人の喜びより、むしろ県民に感謝している」と感想を語っておられます。受賞からちょうど50年、半世紀です。

知事、温暖化や資材高騰の中、宮崎らしい農業を展開するときと考えます。県で進める農業分野でのグリーン成長プロジェクトの取組について伺います。

あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

地球温暖化や資材高騰など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県農業が今後とも成長していくためには、昨年のG7農業大臣会合でも示されたように、県内の地域資源を最大限に活用し、持続性と生産性の両立した宮崎らしい取組の構築が大変重要であると考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトにおき

ましては、持続性の高い農業への転換を図るため、飼料作物の生産拡大や未利用稲わらの活用等による粗飼料自給率の向上、省エネ機器の活用による化石燃料使用量の低減、環境に優しい有機農業の拡大などに取り組んでおります。

また、新たなイノベーション等による生産性向上を図るため、施設園芸でのハウス内環境データの見える化や、ピーマン自動収穫ロボットの現場実装に向けた実証などに取り組んでおります。

私としましては、本県の基幹産業である農業を何としても将来につないでいかななくてはならない、力強く成長させていきたい、そのような思いでございます。強い使命感と責任感を持って、より生産性が高く、強靱で持続可能な農業の実現にしっかりと取り組んでまいります。

なお、日本一の短歌県を目指す本県にとりまして、議員の活動を大変ありがたく思い、心から敬意を表するものであります。以上であります。〔降壇〕

○福田新一議員 ありがとうございます。頑張ります。

6月定例会においての一般質問で、肉用牛繁殖農家が営農を継続できるための対策を伺いました。そのとき、繁殖農家の高齢者に対して、飼育管理や競りの引き出し等を代行するヘルパー体制整備を支援しているとお聞きしました。また、以前には、肉用牛の肥育期間を短縮する生産者を県が支援する取組についても伺いました。

私は、畜産現場の状況を確認するため、11月に都城地域家畜市場で行われました子牛の競り市に行っていました。平均価格が50万円前後を推移する状況が続き、多くの繁殖農家から畜産経営が非常に厳しいという声を聞いており

ます。

このような状況を受け、国や県では、セーフティーネットや消費喚起、生産基盤対策など、様々な対策を講じておられます。

しかしながら、公的な支援だけで子牛価格や枝肉価格が以前のような高い水準にまで回復するのは難しい状況です。

農家自身の経営に係る生産経費の削減への取組も必要になってきたかと思います。実際、独自にコスト削減に取り組んでおられる方もいると思います。

そこで、肉用牛経営が厳しい中、コスト削減に向けた取組事例について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 肉用牛経営は、子牛や枝肉価格の長期低迷により、売上げが大きく減少する一方で、飼料価格等の高騰により費用が増加し、大変厳しい状況にあります。

このような中、コスト削減に向けた取組として、子牛の生産から肉牛への肥育までを一貫して行う経営では、飼養管理経費を削減するため、飼育期間を短縮し、早期出荷する事例があります。

また、中山間地域の繁殖経営では、飼料費の削減や作業の省力化を図るため、放牧の取組が行われております。

県としましては、厳しい経営環境にあっても利益を確保できるよう、肉用牛農家のコスト削減による経営体質強化に向けた取組を積極的に推進してまいります。

○福田新一議員 放牧のほうの対策も県内でされているんですね。

今年10月3日、4日に、和牛の県畜産共進会が児湯地域家畜市場で行われ、私も参加してま

いました。この共進会では、繁殖雌牛や若雌の部門で63頭の牛が出品されました。また、10月22日には、肉牛、肉豚の枝肉部門が株式会社ミヤチク高崎工場で開催されました。

共進会には、県議会から、議長、副議長をはじめ、環境農林水産常任委員会のメンバーも多数参加し、出品された方々の一生懸命な姿に大いに感動したところです。

共進会において、若い担い手や高校生などの参加も多く、上位入賞の中には、若い引き手の方が目立っていました。このような若い方々がどんどん活躍してくれるようになると、本県の畜産が活気づくのではないかと感じたところです。

そこで、宮崎県畜産共進会の開催の狙いと、特に本県畜産の担い手育成においてどのように寄与しているか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 県畜産共進会は、家畜の改良と畜産経営の発展に寄与することを目的に開催されており、これまで本県畜産の振興に大きく貢献してきました。

このような中、将来の担い手の確保・育成を一層推進するため、今年度から、枝肉部門に「高校等挑戦枠」が新設されました。

今年度の共進会では、肉豚の部で高鍋農業高校が優等2席に入賞し、肉牛の部では、農業大学校が質の高い牛を出品するとともに、全体を通して若い世代が数多く入賞するなど、その活躍が目立ったところです。

県としましては、引き続き、本共進会が若い世代にとって競争と学びの場となり、他の生産者とのネットワークを構築することで、担い手育成に寄与できるよう取組を進めてまいります。

○福田新一議員 高校等挑戦枠というのは、い

い企画ですね。若者が元気づくのではないのでしょうか。

これは知事への要望です。

以前、山下寿議員、佐藤雅洋議員の3名でお願いに上がった内容です。

和牛の消費拡大の一環として、「国の平和と独立を守り、安全保障の任務に就いている自衛隊員に感謝の気持ちを伝えるため、和牛を提供する」というアイデアです。

方法を幾つか考えてみました。1、地元の農家や企業が和牛を寄附することで、自衛隊の食堂で特別な食事として提供する、2、自衛隊の基地や駐屯地で、和牛を使ったバーベキューイベントを開催する、3、地域の自治体や企業と協力して、和牛を使った特別メニューを提供するなど。九州地方知事会長の河野知事、タイミングを見て、ぜひテーブルに上げて、国、防衛省へ申し出てください。和牛の消費拡大と彼らの士気高揚につながるのではないのでしょうか。

さて、話は替わりますけれども、令和6年度、全国初の新規事業として、ピーマン自動収穫技術活用事業があります。「将来的な人手不足を見据え、本県の主力品目の一つである施設ピーマンにおいて、県内企業（AGRIST株式会社）が開発した自動収穫ロボットの導入実証に取り組みます」と発表されました。

全国で1位の冬春ピーマン生産量を誇る宮崎県が、人手不足の今後を見詰めた研究ですから、県内はもとより、全国から注目を浴びています。私自身、どうやってピーマンを育てて収穫するのか、また、ロボットがどれくらいの割合で収穫できるのか、非常に興味があります。そういう面からも、本県、様々な学校、試験場、企業と協力を得て進められていると思います。

ピーマン自動収穫ロボットの産地導入に向けた取組状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 人口減少が進む中、本県の主力品目である施設ピーマンについては、収穫・出荷作業が労働時間の約7割を占めることから、産地の維持に向けては、この労力軽減が大変重要であると認識しております。

このため県では、県内企業が開発を進める自動収穫ロボットの現場実装に向け、3戸の農家と総合農業試験場において実証試験を開始したところです。

具体的には、今月中旬にロボットを導入し、通路幅や畝の形状などの圃場条件に加え、ロボット収穫に適した枝や葉の管理方法等についての検証を進めております。

今後とも、自動収穫ロボットが早期に生産現場に導入できるよう、取組を進めてまいります。

○福田新一議員 ロボットの現場への搬入の期日というのは、やはり決めたほうがいいと思います。いつになるか分からないというのでは成果が上がらないので、目標として、現場にいつ導入するという期日を決めたほうがいいと思います。よろしくお願いします。

本県は、温暖で日照時間も長く、雨水と自然に恵まれており、気候的に植物の育ちやすい土地だと思います。

宮崎らしい農業の一つに有機農業があります。以前から綾町は有機農業で脚光を浴びており、また他の地域でも取組が見られますが、現在、有機農業に関する県の取組状況はいかがですか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 有機農業は、

農業生産における環境への負荷を低減するとともに、消費者の健康志向に対応する重要な取組であることから、県では、推進体制の整備、技術の普及、人材の育成、販路開拓の4つの施策を推進しているところです。

具体的には、有機農業の実践農家等によるネットワークづくりを後押しするとともに、有機農業技術の現場実証への支援や栽培マニュアルの作成などに取り組んでいます。

また、農家に対する研修経費の支援や、普及指導員等の専門講習への派遣を行うとともに、マッチング商談会や消費地でのフェア等に取り組んでいます。

今後とも、関係機関等と連携し、有機農業の普及拡大に向け、取組を進めてまいります。

○福田新一議員 次に、観光促進について質問します。

10月31日に、宮崎観光ホテルにて南九州観光振興会議が行われました。国内外からの南九州への観光客誘致対策の強化についてなど、熊本、鹿児島、宮崎3県で議題にして討議するものでした。

講演で、宮崎空港ビル株式会社取締役会長の長濱保廣氏から「創業者の想いをかたちに～南国リゾート空港をめざして～」という題目でお話がありました。創業者、岩切章太郎氏の「自然の美、人工の美、人情の美」という強い信念の下、現在の宮崎ブーゲンビリア空港に至っていることを再認識しました。それぞれの県における考え方がユニークだなと感じました。

今話題のTSMCに舞い上がる熊本県の方に、「九州のセンターに熊本は位置しますので、セッター役です。トスを上げますので、周りの県はどんどんアタックを決めてください」とけしかけられました。

その中で、訪日クルーズ船について伺います。

クルーズ船は飛行機と異なり、集客数が1,000人とか2,000人、3,000人と圧倒的に多いのが魅力でもあり、インパクトが強いです。

ところが、2020年に横浜港に停泊したダイヤモンド・プリンセス号での船内における新型コロナウイルス感染症の集団感染発生以来、途絶えてしまいました。令和5年からまた就航が増えつつあります。令和5年のクルーズ船の寄港状況だと、コロナ禍以前の状況に向かって増えていく状況下に取れます。

宮崎県におけるインバウンド誘客について伺います。外国クルーズ船寄港というと、細島港、宮崎港、油津港ですが、まず、外国クルーズ船の寄港について、県内及び九州管内の状況はどうでしょうか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国クルーズ船の県内への寄港状況につきましては、平成29年の油津港23回、細島港7回の計30回をピークに、平成30年が9回、令和元年が11回と推移してきましたが、令和2年から令和4年の3年間は、新型コロナの影響により寄港はありませんでした。

昨年からは外国クルーズ船の受入れが始まり、令和5年の寄港数は、油津港11回、細島港3回で、計14回となっております。

また、九州管内の上位3港につきましては、長崎港95回、鹿児島港78回、博多港59回となっております。

○福田新一議員 宮崎県14回に対して、長崎港95回、鹿児島港78回とは驚きます。

長崎県の長崎港や鹿児島県の鹿児島港等と比べて、油津港へ寄港できるのは、火曜日、木曜

日、日曜日の1週間の3日だけと聞いています。この理由は何ですか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 油津港では、これまでに水深の確保や係留設備等の整備を行い、世界最大の22万トン級クルーズ船の受入れが可能となっております。

クルーズ船が接岸する岸壁は、チップ船なども利用しており、貨物船と同時に接岸することが困難であるため、寄港できる日が限られている状況にあります。

県では、これまでも岸壁の利用調整を行ってきたところですが、今後はさらに、港湾利用者との調整を密に行い、御理解をいただきながら、可能な限りの受入れができるよう取り組んでまいります。

○福田新一議員 港によっては利用実態が異なるのですね。回答いただいて分かりました。引き続き利用者との調整をお願いいたします。

それでは次に、寄港先や寄港地観光のルートはどのように決まるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国クルーズ船の寄港先や寄港地観光のルートにつきましては、ハード・ソフト両面での港の受入れ環境や、寄港地の観光資源の魅力等を勘案し、船会社及び船会社から委託を受けた旅行会社において決定されることが多く、とりわけ船会社で寄港先の決定に権限を有するキーパーソンとの信頼関係が重要となります。

このため、港湾管理者である県土整備部や寄港地観光の受入れ主体となる地元自治体とも連携し、船会社へのセールス活動を行うとともに、本県への寄港に関心を有するキーパーソンを招聘し、県内の港や観光地の視察等に取り組

んでいるところであります。

○福田新一議員 寄港先での様々な手配を行うランド会社とのパイプが鍵のように思えます。

油津港における外国クルーズ船の入港状況を聞きますと、早朝5時くらいに沖に停泊している大型船に船舶代理人——水先案内人が乗船し、タグボートが大型船を港へ安全に接岸できるようにサポートしているようです。

外国人の上陸手続も、3,000人、4,000人の数となると、3時間から4時間を要すようです。出港時間を考えると、上陸時間は6時間から7時間程度です。その中で観光のルートを考えると、どうしても近くの飢肥城跡、青島、サンメッセ辺りが多くなってしまうようです。効率のよいルートを考え、今後さらに経済効果をアップできるような検討が必要だと考えます。

インバウンド誘客促進のために、自治体への働きかけも必要となります。県内自治体からのPRも活発な要求があつてよいと思います。

また、商店街、観光地への案内、そして観光バス、タクシー等の利用と、検討する価値があると思います。寄港地観光で乗客がどのような要望を持っているのかを知ることが重要であると思います。

寄港地観光で乗客からどのような要望があるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 船会社からは、新型コロナの前後で乗客のニーズに大きな変化があると伺っております。

具体的には、現在の寄港地観光では、本物志向がより強まり、自然や食、伝統文化など、その寄港地ならではの特別な体験を求める声が増えているようです。

また、より少人数での観光を楽しむ傾向も強まり、あらかじめ船会社側が設定した団体ツ

アーに参加するのではなく、個人で寄港地観光を楽しむ方も増えているようであり、船の入港から出港までの限られた時間で、効率よく観光地を回る必要があるため、シャトルバスなど二次交通の充実に対する要望もあると伺っております。

○福田新一議員 このような状況を踏まえて、外国クルーズ船の寄港数を増やしていくために、県としては今後どのように取り組んでいけるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） アジアのみならず、欧米豪からも多くの観光客にお越しいただく外国クルーズ船の寄港は、地域への経済効果も大きく、その誘致は、本県インバウンド対策の重要な取組の一つであります。

先ほど部長から答弁もありましたように、年間数十回と寄港するような他県の港におきましては、何千人も来港する割には行く店が特定の店に限られていて、地域経済への波及効果はそれほど大きくないのではないかと、もうおなかいっぱいだと、そういう声も聞かれるところでありますが、本県の場合、まだまだコロナ禍前まで戻っておりませんし、道路の整備に伴って、より幅広く周遊できる環境が整っている、さらには、今の乗客ニーズの変化にも対応したメニューをしっかりと提供できる、もっともっと伸び代が大きいものと考えております。

県ではこれまで、船会社等に対して、寄港地としての魅力や受入れ環境のPRを行うとともに、油津港でのファーストポート受入れ体制の整備等に取り組んでまいりました。

今後、油津港や細島港への寄港数をさらに増やしていくためには、宮崎ならではの体験型商品による上質な寄港地観光ツアーの造成や二次交通の支援など、コロナ禍明けの新たなニーズ

への対応を強化していく必要があります。

また、全国では、ラグジュアリー船と呼ばれる富裕層向けの小型クルーズ船の寄港も増えており、港の構造上、大型船の受入れが不可能で、過去に外国クルーズ船の寄港実績がない宮崎港につきましても、新たな寄港先としてPRを強化していきたいと考えております。

また、本県への寄港のみならず、例えば隣県の八代港に寄港した船から周遊で本県へ観光客を招いてくる、そういう働きかけも重要ではないかと考えております。

今後とも、地元自治体とも連携し、これらの取組を進めながら、外国クルーズ船の誘致拡大に努めてまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。もともと油津港は、大型クルーズ船が発着した最初の港だったかと思うんですけども、あっという間に他県に抜かれているという状況を知りました。

しかし、今、知事がおっしゃったように、ラグジュアリー船とかいうのを宮崎港で受け入れるとか、宮崎独自のそういう寄港というのも非常に楽しみなことだと思います。経済効果を考えると、そっちのほうがプラスかなという考えもあります。ですから、取りあえず前向きに取り組んでほしいなとお願いいたします。

次に、道路行政について伺います。

都城市早鈴町から日南市大字酒谷間に計画された延長20.6キロのバイパスで、宮崎県の権限代行路線として、以前、建設省が事業を実施していました。平成10年度以降、三股町宮村から都城市安久町区間の7.1キロが休止状態です。

県は、大型車の離合困難場所解消等の現道対策など、安全で円滑な交通の確保に取り組んでいますが、異常気象時には、倒木、のり面崩壊

による通行止め等が度々発生しており、また、一部区間では大雨による事前通行規制が行われるなど、地域住民の生活や経済活動に支障が生じている状況があります。

建設中断から26年がたちます。令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。また、同年8月8日には、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が気象庁より発表されました。

このように、南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まる南九州において、沿岸部と内陸部を結ぶ国道222号は、緊急輸送ルートの一つとして指定されています。牛ノ峠バイパスが再事業化されることで、大規模災害時等には、国道222号と牛ノ峠バイパスのダブルネットワークが構築され、救命・救急、支援物資等の輸送だけでなく、観光等の経済圏の拡大に効果を発揮することが期待されます。

能登半島の地震対策を基に、バイパスの必要性を先日、宮崎大学の嶋本准教授が発表されました。

国道222号牛ノ峠道路の事業再開について、6月定例会でも質問しました。答弁では、「平常時のみならず、災害時にも安定した人流や物流を確保する上で大変重要な路線であります」「地域の将来を見据えた整備の在り方を検討する場を設け、早急に議論をスタートさせたい」と回答されました。

約5か月の月日が経過しました。その後の事業再開に向けた取組状況を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国道222号は、東九州自動車道や都城志布志道路などと一体となって、広域的な周遊観光ルートを形成するとともに、地域経済や救急医療などを支える大変重要な路線であります。

このうち、牛ノ峠道路につきましては、事業再開を求める機運の高まりを踏まえ、今年8月に「県南・県西地域の幹線道路に関する検討部会」を設立し、国や関係市町とともに、牛ノ峠道路をはじめとする、地域の将来を見据えた道路整備の在り方などについて、議論をスタートさせたところであります。

県としましては、引き続き、地域の皆様の御意見を伺いながら、事業再開に向けた様々な課題の解決に向け、議論を進めてまいります。

○福田新一議員 昨日27日の夕方、国土交通省九州地方整備局から「都城志布志道路の都城インターから乙房インター間が令和7年2月15日16時に開通します」というプレスリリースが届きました。いよいよ次は国道222号牛ノ峠バイパスです。早期事業化を切に願います。

県道33号都城北郷線の長田地区の状況ですが、子供は未来の宝です。私は心からそのように思っています。早朝、かわいい子供たちが列をなして学校に向かう姿を眺めると、ほほ笑ましい気持ちとともに、ある種の希望を抱くことができます。

そのような中、私の地元での話です。

都城北郷線の三股町の長田地区は、小学校に通う子供たちの通学路になっています。ただ、この道は、木材を運搬するための大型車両が多く、道路が狭い上、歩道がありません。大型車両が通る横を冷や冷やししながら登校する小学生たちを見て、地域からは、この危険な状態を危惧する声が聞こえます。

そのような中、県は、子供たちの安全を確保するため、長田工区として事業を立ち上げ、改良を進めてくださっております。これは本当にありがたく感じています。ただ、地域は、1日でも早く歩道や拡幅工事を終わらせて、子供た

ちに安全を確保してあげたいと切に願っています。

そこで、県道都城北郷線長田工区の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道都城北郷線の長田地区は、長田小学校への通学路となっておりますが、幅員が狭い区間を、大型の木材運搬車両が頻繁に往来しており、安全な歩行空間が十分に確保されていない状況にあります。

このため、長田工区として、令和4年度から、長田峡から西側の延長約1キロメートルの区間の歩道設置を含む道路整備に取り組んでいるところです。

これまでに御崎神社付近の約120メートル区間の整備を終え、現在は、引き続き小学校側に向けて工事を進めております。

県としましては、通学児童の安全を確保するため、長田工区の早期完成に取り組んでまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。この内容を私は地域住民に伝えておきます。

次に、危機管理について尋ねます。

緊迫した世界情勢の中、自衛隊は、国の平和と安全を守る役割、日本を防衛するための活動が最も重要な任務です。このことに対して、心から感謝するとともに、理解しています。

ただ、9月議会で内田議員から出された、延岡市民へ不安を与えた夜間におけるオスプレイ飛行に対する国や米軍の対応については、住民が安心できる内容には至りませんでした。

今回、新田原基地と宮崎空港を日米共同統合演習等に利用されました。

このような今日において、日米共同統合演習等における県民の不安を軽減するための県の取組を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 外交・防衛に係る問題は国の専管事項でありまして、県内各地で実施された、こうした日米共同統合演習等の訓練については、国の責任においてなされるものと認識しております。

一方で、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っております。このため、訓練実施期間中は、不測の事態が発生しても迅速に対応できるよう、九州防衛局が設置した現地連絡本部との連絡体制を県としても整備して対応したところであります。

また、これまでも、訓練等が行われるたびに、国に早期の情報提供や関係市町村等への丁寧な説明を申し入れるとともに、県民の安全・安心な暮らしが脅かされないことがないよう、騒音の軽減や安全対策の徹底、訓練に参加する米軍の綱紀粛正、訓練に関する情報の周知など、国の責任において万全の対策を講じるよう要請しているところであります。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、県民の不安を軽減できるよう、地元に取り添った対応を継続して国に求めてまいります。

○福田新一議員 言われるとおり、県は、県民の安全な生活を確保する重要な役割を担っております。地元に取り添った対応をお願いします。

次に、先日発生した宮崎空港の不発弾処置について伺います。

10月2日午前8時頃、宮崎空港の誘導路で不発弾が爆発し、誘導路に穴が空きました。この爆発により、滑走路も閉鎖され、航空便の欠航が発生しました。これらは一時的な措置で、空港の完全な廃止や長期的な閉鎖ではありませんでした。

私はその後の報道に驚きました。「不発弾がまだ空港に存在する可能性はあるが、利便性を優先し、空港の運用は再開する」という内容でした。たまたま誘導路上に飛行機がいなかったからよかったものの、不発弾の威力からすると、万一、飛行機がそこにいたなら大惨事になっていました。ほかに不発弾が埋まっていなかったか、確認の調査は大分日にちがたってからでした。

まず、今回の宮崎空港不発弾処理における初動対応はどうでしたか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 不発弾の爆発に伴う初動対応につきましては、爆発の情報を知覚した後、直ちに情報連絡本部を設置し、県の防災救急ヘリを出動させ、爆発のあった誘導路や空港周辺の状況を情報収集するとともに、国土交通省宮崎空港事務所や消防、警察、地元自治体等と情報共有を行うなどの対応を行ったところです。

今後とも、不発弾を含め、危険物等による災害が発生した場合は、状況に応じて必要な体制を取るとともに、関係機関と連携して適切に対応してまいります。

○福田新一議員 空港は、利便性より安全を優先し、不発弾対応すべきだと考えますが、宮崎空港における不発弾の爆発事案を受けて、空港の運航再開について、国がどのように判断したのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎空港は、国が設置し、管理する空港であり、空港の運用につきましては、国が判断することとなっております。

国からは、今回の空港の運用再開につきましては、滑走路等の整備の際に不発弾が残存して

いないかの確認は原則行っていることや、爆発後に残存した不発弾の一部は自衛隊により撤去され、さらなる爆発の危険は回避できていること、また、本県の交通インフラとしての空港機能は極めて重要であり、爆発箇所以外において、改めて不発弾が残存していないかの確認を行った上で運航を再開する場合は、相当の期間がかかることなど、安全性や利便性などを総合的に勘案して、運用を再開するとの判断に至ったと伺っております。

○福田新一議員 不発弾は、聞くところによりますと、いつ爆発してもおかしくない装置ということですが。磁気探査の結果、異物が埋まっている可能性がある地点が確認されました。慎重に掘り起こしていくと、砂鉄の塊だったと報道されていきました。磁気探査だけで不発弾有無の調査に十分なのか気になります。

現在行われている磁気探査とはどのような調査なのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎空港で行われている磁気探査は、センサーを使って地中の磁気異常を測定するもので、掘り起こすことなく、地中にある不発弾などを探査する際に一般的に用いられる調査方法です。

爆発後の10月16日には、空港管理者である国土交通省において爆発地点周辺の調査が行われ、新たな不発弾は発見されなかったところで

す。

さらに、11月6日からは、航空機が近づく滑走路と全ての誘導路の外周などに調査範囲を広げ、約34万平方メートルを対象として、磁気探査を実施していると伺っております。

○福田新一議員 宮崎空港は多数の宮崎県民が使います。ですから、そういった意味でも、住民が安心だなど思えるような処置をぜひお願い

いたします。

次の質問です。

我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増し、国内においては、自然災害が頻発化・激甚化している中、自衛隊は、国家防衛の任務を遂行し、災害時の派遣など多大な貢献をされており、自衛隊に対する国民の信頼と期待は、ますます高まっています。

しかしながら、少子化により若者世代が減少していることに伴い、自衛官募集は数年にわたり、募集目標を達成できない状況が継続しており、県内も同様です。人的基盤の強化が求められています。

一方、自衛官の募集に際しては、県や市町村も募集事務の一部を担っていると聞いています。自衛官の募集に対して、県としてどのような協力を行っているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 自衛官や自衛官候補生の募集については、自衛隊法により、県及び市町村が、いわゆる法定受託事務として、その一部を担うこととされております。

この規定に基づき、県では、自衛官募集に関し、県内主要駅へのポスター掲示や県庁舎への懸垂幕の掲示、県公報での告示などにより、周知・広報を行っているほか、市町村に対しては、自衛隊宮崎地方協力本部と合同で、募集事務の内容や採用日程等について情報共有を行う会議を開催しております。

自衛隊には、災害派遣など本県に大きく貢献いただいております。その人材確保は大変重要ですので、引き続き自衛官の募集に協力してまいります。

○福田新一議員 次に、福祉行政について質問します。

9月27日にニューウェルシティにて介護事業者団体の設立総会がありました。そこで河野知事が挨拶されました。

話の中で、「今日の会にはそぐわない話かもしれませんが」と前置きされて、「人はどう老いるのか」「人はどう死ぬのか」という本を紹介されました。作家は元外科医である久坂部羊さんです。

前者は、誰も書かなかった新しい老い方の教科書です。後者は、「幸せな死を迎えるには予習が必要です」といった内容の本です。

私はすぐ2冊とも購入して読みました。作家が元医者なだけに、目を疑うような不謹慎な現実の内容とも出会います。

私の義理の母が10月27日に亡くなりました。94歳の大往生です。知事の話聞いてから、ちょうど1か月後です。「人はどう死ぬのか」を読書中でした。その内容を予習し、妻、妻の兄、姉にも話をし、説得し、そのとおりに実行しました。おかげで、母は安らかに眠りにつきました。

福祉行政のテーマにますますそぐわない内容になってしまいましたが、ニューウェルシティにて行われた総会に戻ります。

報告の内容を聞いて、なかなか介護事業の仕事現場の内容が県には伝わっていないなと感じました。きつい、汚い、危険という労働の3Kの環境に、深刻な人手不足が直面しています。人材確保のために介護の魅力発信が重要と考えます。取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、幅広い世代に対しまして、介護の仕事のイメージ向上や理解促進を図るため、テレビやSNSを活用し、生き生きと活躍している姿を分かりやすく伝えるなど、魅力発信に関する取組を実施

いたしております。

特に、将来の貴重な担い手である若い世代に興味・関心を持ってもらうことが重要でありますので、パンフレットや動画を作成し魅力を伝えとともに、福祉系高校と連携して、高校生が小中学生に介護ロボットの体験などを通じて介護の魅力を発信する交流事業を実施いたしております。

○福田新一議員 人手不足の対策に、外国人の支援を考えます。県内で働く外国人介護人材の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の介護分野で働く外国人の数は、年々増加しております。令和5年12月末現在で374名となっております。

国籍別では、多い順にインドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマーとなっておりますが、特にミャンマーは急増しております。1年前の令和4年12月から2.6倍となっております。

在留資格別では、「特定技能」が約55%を占め、次に多いのが「技能実習」、次いで、介護福祉士の資格を持ち、永住することも可能な在留資格であります「介護」となっております。

○福田新一議員 外国人人材の支援について、県の補助金、助成金の制度はありますが、手続や申請が複雑と聞きます。さらに受入れの制度も複雑と伺っております。

外国人介護人材受入れに対する県の支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） これまで県では、外国人材確保のために、外国人材受入セミナーの開催や、留学生への奨学金支給、介護福祉士資格取得支援を行う介護事業者に対する経費補助などを実施しております。

近年は、県内の外国人を受け入れる事業所がさらに増加している一方で、外国人材受入制度の複雑さにより、受入れをちゅうちょする事業所もあると伺っております。

そのため県では、今年度より、制度の説明から受入れに関する相談、面接、入国まで一貫した支援を行います「外国人介護人材マッチング支援事業」を実施しているところです。

今後、介護需要がさらに増加し、外国人材はますます貴重な担い手となると見込まれますので、引き続き介護事業所への支援に努めてまいります。

○福田新一議員 身寄りのない方をケアマネジャーや施設が受け入れた場合に、保証人関係や成年後見人等の手続が必要となるケースが増えてきています。今後、核家族化が進み、身寄りのない方が多くなる傾向にあります。行政機関にて専門員の配置や窓口の一本化を図り、行政とともに地域の方を支えられるシステムづくりを検討していただきたい。

介護職は、給料の低さや職場環境の厳しさなど、様々な理由から人気が出にくい傾向にあります。AIの活用、外国人労働者の導入などによる業務効率化の進展にもかかわらず、これらの課題が根本的な解決には至っていないのが現状です。給料面が改善されれば、より多くの人がこの職業に魅力を感じるようになると思われます。

介護職は、利用者やその家族からの「ありがとう」が直接聞ける、人と深い関係を築ける職業です。これらの感謝の言葉は、介護職の本質的なやりがいを象徴しております。

介護の現場で働く方の賃金向上につながる処遇改善加算取得の取組支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や、既に加算を取得しております事業所の加算率の高い区分への移行支援等を行うために、介護職員処遇改善特別支援事業を実施いたしております。

この事業では、対象事業所に対して、処遇改善加算取得に関するセミナーの開催や、加算の要件や取得方法に精通した社会保険労務士の個別訪問等によりまして、加算取得に必要な就業規則の整備に係る助言や指導及び各種書類の作成補助を行っております。

○福田新一議員 ありがとうございます。ぜひ実行をお願いいたします。

次に、教育行政について伺います。

不登校児童生徒が相変わらず増えている傾向にあります。コロナ禍での生活で、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、生活リズムなどに影響を及ぼしていることも要因の一つではないかと思います。

毎回一般質問の項目に捉えて改善を願っているのですが、なかなかストップがかけられない状況です。私自身が古い考えなのでしょうけれども、学校に行くということが当たり前なのに、フリースクールとかオンライン等、今は無理して学校に行かなくてもいいよといった風潮にあるような気がします。

しつけは、子供に自己コントロール力を身につけさせるための教育的な行為です。子供の成長を助けるために行われるものであり、子供の健全な発達を促します。

ところが現在は、子供の人権尊重とか多様性重視とかいう言葉の下、木で例えれば、幹の部分が軽視されて、枝葉の部分ばかりが重視されているような気がします。

不登校児童生徒への支援に対する県教育委員

会の考え方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校は、多くの人たちと関わりながら、様々な体験を通して社会を生き抜く力を養う貴重な場であると考えております。したがって、不登校につきましては、解決すべき喫緊の課題として大変重く受け止めております。

学校における不登校児童生徒の支援につきましては、校長のリーダーシップの下、教職員とスクールカウンセラー等が連携し、組織的な支援を行うことが重要であります。

また、学校外における支援の場も必要であるとの考え方から、今年度、不登校児童生徒の多様な学びを支える拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置したところであります。

県教育委員会では、今後とも、全ての児童生徒の社会的自立を目指し、適切な支援が行えるよう体制を整備してまいります。

○福田新一議員 多様化の中に幹が揺らいでは、甘えに走ってしまいそうなのところがあります。幹は幹として、しっかり育てるべきだと思っています。お願いいたします。

先日、宮崎一台北線が4年9か月ぶりに再開しました。また、カツオの一本釣り漁獲高が2年連続で日本一と元気な宮崎は、3年後には国スポ・障スポを迎えます。議会と行政で車の両輪として、今まで同様、走ってまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。これで終わります。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の重松です。傍聴にお見えになった方、また、ネット中継で拝聴されます方、本当にありがとうございます。通告に従いまして順

次質問させていただきます。知事をはじめ、関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

本題に入ります前に、10月27日に行われました第50回衆議院総選挙において、我が党は公示前の議席を維持することができず、大変厳しい結果となりました。しかしながら、公明党に対し深い御理解と御支援をいただきました県民、有権者の皆様に、党県代表の立場から、心から御礼を申し上げる次第であります。

そして、今年9月の臨時党全国大会にて、石井啓一代表の後任として、新代表に斉藤鉄夫氏が選出され、新しい体制で出発。斉藤新代表からは、今年17日、公明党が結党60年の節目を迎えることに触れ、「「大衆とともに」の立党精神・原点に立ち返り、党再生に向けて、大衆・庶民の中に飛び込み、党の持ち味である「小さな声を聴く力」「国と地方のネットワークによる政策実現力」を遺憾なく発揮し、国民の願いを具体的な形として実現していく」ということを力説されました。

我が県の県議、市町議員も一丸となって、安心・安全で幸福な社会実現のために尽力していくことをお誓い申し上げて、一般質問に入らせていただきます。

初めに、知事に2問お伺いいたします。

今月の19日に河野知事は、我が党の西田幹事長、岡本政務会長及び赤羽税制調査会長に、全国知事会地方税財政常任委員長の立場で、総合経済対策及び令和7年度税財政等に関する提案等を申し入れたようですが、具体的に、11月19日に公明党幹事長に対して行った令和7年度地方税財政等に係る要望の内容について、知事に伺います。

次に、引き続き、本県における令和7年度重点施策の推進方針に込めた知事の思いを伺いま

す。

以上を壇上からの質問とし、後は質問者席から行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

まず、公明党幹事長等への要望内容についてであります。

先週19日、全国知事会地方税財政常任委員長として、公明党幹事長等を含む与党関係者に対し、令和7年度地方税財政と総合経済対策について要望を行ったところであります。

まず、令和7年度地方税財政については、人件費の大幅増や物価高の影響に対応するため、地方一般財源総額を増額して十分に確保することのほか、国土強靱化、公立病院の経営安定化、人口減少対策及び地方創生等に係る財源確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等を求めています。

次に、総合経済対策の策定に向けまして、地域の実情に応じた物価高対策を実施するための重点支援地方交付金の十分な総額確保や地方交付税の増額、国土強靱化財源の確保等を求めた結果、知事会からの要望が先週閣議決定された対策に盛り込まれ、大変ありがたく受け止めているところであります。

さらに、これらと併せて、現在議論が進められております年収の壁やトリガー条項の見直しにつきましても、地方財政への影響を考慮しながら、丁寧に議論を進めていただきたいと強く求めたところであります。

次に、重点施策の推進方針についてであります。

この方針は、県総合計画や政策評価の結果、本県を取り巻く現状等を踏まえ、来年度の予算編成で力点を置くテーマを掲げたものでありま

す。

地方創生の10年にも及ぶ取組にもかかわらず、出生数や出生率は過去最低水準に落ち込むなど、少子化・人口減少が一層加速しており、改めて強い危機感の下、対策のさらなる強化を図りながら、回復基調にある社会経済活動を着実な成長につなげる必要があるという思いを強くしております。

このため、来年度は、3つの日本一挑戦プロジェクトを着実に推進しますとともに、人口減少対策については、特に、若者・女性を重視した社会減対策の充実・強化を図ってまいります。また、未来への基盤づくりに向けて、国内外との交流促進や時代の変化に対応した産業の活性化等も進めてまいります。

足元では物価高騰の影響も続いておりますので、国の経済対策とも連動し、必要な支援を行うとともに、企業・事業者の収益力強化を後押しするなど、本県を本格的な成長軌道に乗せることができるよう尽力してまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございました。

要望については、地方一般財源総額の確保・充実等や、人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保、また、年収の壁、トリガー条項の議論についても、地方の減収が大きくなる懸念について、地方財源の配慮を求めたことを理解いたしました。本県の経済対策、地方創生、少子化問題、また防災・減災等にも影響を及ぼすものと思われますので、地方への財源確保にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、本県の令和7年度重点施策の方針についても、知事の熱い思いを感じました。そのことを前提に、以降の質問に入らせていただきます。

す。

本県の総合計画アクションプランの折り返しとなる令和7年度は、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進をはじめ、若者・女性の活躍や持続可能な未来に向けた基盤づくりに取り組む中で、特に、日本一挑戦プロジェクトのうちスポーツ観光プロジェクトが、スポーツキャンプ・大会を通じた県外からの誘客の促進など、観光産業の振興に大きく寄与するものと考えます。

そこで、スポーツ観光プロジェクトに関し、令和7年度の取組の方針について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、スポーツ観光プロジェクトにおきましては、「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」、また「戦略的・計画的なハード整備」、そして「県内全域のスポーツ環境の充実」を柱として取り組んでいるところであります。

具体的には、大規模大会やキャンプの実施に向けた競技団体等への誘致活動、県総合運動公園の改修や屋外型トレーニングセンターの機能の充実化、市町村における大会、キャンプ・合宿の受入れ体制強化への支援など、積極的に進めているところであります。

令和7年度におきましては、現在の取組を継続的に実施していくとともに、ツール・ド・九州を本県で初めて開催することとしております。これはいずれ、インバウンド、さらにはサイクルツーリズムの振興にもつなげてまいりたいと、そのように考えておりますし、東京2025世界陸上が開催されますので、それに向けた各国代表の事前合宿の受入れに努め、さらには第6回WBCの侍ジャパンの合宿など、こうした国内外代表合宿の本県での実施に向けて、誘致

活動等に取り組んでまいります。

こうしたプロジェクトは、本県の観光産業のさらなる発展という面でも大変重要な取組でありますので、今後とも全力で推進してまいります。

○重松幸次郎議員 一年を通じて、様々な競技、また全県下の展開で、幾重にも期待や夢の膨らむチャンスであります。何よりも、スポーツの力で県民を元気づけることは重要であります。それから、将来の若者がスポーツ観光に魅力を感じて、宮崎で仕事をし、子育てすることへのつながりが期待できますので、取組を力強くよろしくお願いいたします。

次は、防災と被災者支援等について伺います。

初めに、感震ブレーカーの設置についてであります。

地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効です。

今年1月の能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災は、電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられており、住宅や店舗約240棟が焼失する甚大な被害をもたらしました。

総務省消防庁では、検討会を開催し、輪島市の大規模火災を教訓に、今後、感震ブレーカーの住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針であると伺っております。

しかしながら、2022年の内閣府世論調査によれば、感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合は僅か5.2%、背景には、認知度の低さや、出火防止効果を実感しづらいことがあるとされております。

内閣府が2019年に公表した南海トラフ地震の

被害想定では、感震ブレイカーの設置率を100%に高めると、火災による死者が約1万4,000人から半数以下に減ると推計されております。

そこで、感震ブレイカーの普及に向けて、県ではどのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 近年の大規模地震では、電気に起因する火災が多発しており、地震による電気火災を減らす上で、感震ブレイカーの普及は重要であります。

このため国では、今年度、防災基本計画に感震ブレイカーの普及を位置づけ、今後の取組の検討が行われております。

本県では、平成30年度に実施した南海トラフ地震に関する県民意識調査で、感震ブレイカーの設置率が約11%となっており、ホームページや防災関係イベントなどで普及啓発を行っているところであります。

今年度、改めて県民意識調査を行い、現状を把握するとともに、国の検討状況も踏まえ、引き続き、市町村等と連携して、感震ブレイカーの認知度や設置率の向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 私も質問に当たり、ある電工社に感震ブレイカーを発注したところでございます。

次も、防災・被災者支援について、スフィア基準の導入について伺います。

日本では、災害のたびに避難生活の質の問題が指摘されています。2016年の熊本地震では、2020年の報道によりますと、犠牲者273人のうち、80%以上の218人が災害関連死であり、直接死は50人でした。そのうち、70歳代以上の方は計169人で約78%です。

災害関連死は、避難生活で持病が悪化して死

期を早めたり、心身に不調を来して自ら命を絶ったケースもございます。

スフィア基準とは、1990年代にアフリカの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受け、紛争や災害を想定して、国際赤十字などがつくった基準です。その理念には、「被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、支援を受ける権利がある。苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならない」と掲げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準が設けられております。

主な支援分野は次のとおりですが、水、衛生管理、そして食料、栄養、避難所、避難先の居住地、保健医療が掲げられ、具体的には、1人1日当たり最低15リットルの水を確保、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル——畳2畳ぐらいでしょうか、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3などとなっております。

日本では、東日本大震災を踏まえて、2016年4月に策定された国の避難所運営ガイドラインで、参考にすべき国際基準として同基準が明記されております。自治体でも取り入れる動きが出ているようです。

そこで、避難所の環境整備にスフィア基準の導入が検討されていることについて、県としてどのように捉えられているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害時には、長期の避難生活により災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善は大変重要であります。

報道によりますと、国はスフィア基準に基づき、トイレの男女比や避難所の1人当たりの専有面積などを指針に明示することを検討しており、避難所の環境改善に資するものと考えてお

ります。

これまでも国のガイドラインでは、目安としてスフィア基準の表記がありましたが、今後は基準がより明確化されることで、市町村においては、トイレや避難所スペースの確保などについて見直しの必要も予想されます。

県としましては、国の動きを踏まえ、市町村と連携しながら、避難所における良好な生活環境の確保に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 避難所運営は被災した基礎自治体が担うのですが、職員自身も被災して疲弊する中では限界があり、周辺自治体の協力、民間の協力体制を今以上に充実させる必要があります。国が年度内に指針を発表すると聞いておりますが、県から市町村と関係機関・団体とも連携して、このスフィア基準の活用をよろしくお願いいたします。

関連して、本年 8 月の日向灘地震、台風第10号による竜巻・突風による災害で、産業界にも影響が出ています。このように自然災害で被災した中小企業の速やかな事業再建を後押しすることは重要です。

県では、今回の災害を受け、中小企業の経営・金融相談に対応するため、県や商工団体等に中小企業特別相談窓口を設置したようですが、まずは、この県や商工団体等に設置した特別相談窓口での相談状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県や商工団体等に設置した特別相談窓口には、相談受付を開始した 8 月 9 日から10月末までに、地震関係で17件、台風関係で25件、合計42件の相談をいただいております。

業種別の内訳は、地震関係では、サービス業が11件、卸売・小売業が 3 件など、台風関係で

は、サービス業が12件、製造業が 4 件などとなっております。

主な相談内容としましては、事業用資産が損壊したことに伴う融資に関する相談や、災害による売上げ減少に伴う今後の事業展開に関する相談などとなっております。

○重松幸次郎議員 相談件数、また業種別件数、その内容を理解いたしました。やはり被災に伴って、融資に関する相談もされているようであります。

神奈川県ではこのほど、各地での局地的な豪雨や地震による災害復旧に向けた迅速な資金繰りを支援する制度を創設したようであります。

つまり災害融資は、信用保証協会や金融機関との調整が必要であり、国の資金繰り支援措置であるセーフティネット保証 4 号は、災害救助法が適用されるような大規模災害に限られ、こうした課題を解決するため、災害の規模に限らず、被災企業が即座に利用できる制度を設けたとありました。

本県でも既に、災害救助法が適用された場合の特例的な貸付け、またセーフティネット保証 4 号（自然災害等）の認定を受けた事業者向けの貸付けなど、幾つかの融資制度が設けられているようであります。

そこで、災害関連融資に関する周知の状況と融資実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 災害関連の中小企業融資制度につきましては、特別相談窓口での案内に加え、災害発生翌日には県ホームページで融資の案内を行うとともに、金融機関等の窓口へチラシの掲示を依頼するなど、迅速な周知に努めてまいりました。

また、災害関連融資の実績につきまして

は、10月末時点で4件、約2,700万円の融資を行っており、現在も融資に向けた手続を進めている案件もあると伺っております。

今後も、特別相談窓口での相談対応等により、被災された中小企業者の実情に寄り添いながら、丁寧な支援を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 これからも頻発化する自然災害への備え、県の融資制度を通じた迅速で細やかな支援をよろしく願いいたします。

次は、多様性を尊重する社会づくりについて、我が党の機関紙から、東北大学副学長の大隅典子教授の講演内容を2点紹介させていただきます。

1点目は、男女共同参画や女性の活躍の推進でございますが、

世界経済フォーラムが公表している各国の男女平等度を示すジェンダーギャップ指数では、日本は146か国中118位で、依然、政治・経済分野で低迷が続き、男女格差が埋まっていない現状が示されました。

例えば、内閣府男女共同参画局の2020年の調査によりますと、公立小中学校のPTA会長は男性が多く、女性会長の割合は14.8%、女性の自治会長は6.1%、地方議会議員は14.3%、都道府県の防災会議委員は16.1%、また日本の小中学校における校長先生の女性割合は他の国に比べて著しく低く、例えば中学校の校長比率は7%、こうなりますと、小中学校の子供は「リーダーは男性なんだ」というふうに育っていく。

また、日本の研究者に占める割合も17.5%で、経済協力開発機構（OECD）諸国の中で群を抜いて低く、研究者を対象とした調査では、女性研究者が少ない理由について、「家庭と仕事の両立が困難」と回答した人が

男女とも最多でありました。

中でも、女性は性別役割分業に関する事柄を挙げる人が男性よりも多い。こうした背景には、政治や経済分野にとどまらず、家事・育児・介護などについて、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、つまり無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が根強くあるからだ。

と述べておられます。

そこで質問です。多様性を尊重する社会づくりのために、男女共同参画社会や女性活躍の推進が重要と考えますが、県の取組状況について総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 多様性を尊重する社会づくりにおいて、男女共同参画や女性活躍の推進は、大変重要であると考えております。

このため県では、男女共同参画プランを策定し、企業や地域における様々な取組への女性の参画を促進するとともに、根強く残るジェンダーによる無意識の思い込み解消に向けた啓発活動等を行ってきております。

また、みやざき女性の活躍推進会議を設立し、経営者層の意識改革等を通じて、女性の多様な働き方が実現できる環境づくりを進めております。

このような取組により、固定的性別役割分担意識の解消が進むとともに、行政や企業の管理職に占める女性の割合が増えるなど、一定の成果が現れてきており、引き続き、市町村や関係団体等と連携を図りながら、必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 アンコンシャス・バイアスについては、性別や年齢、学歴、職業など、人の属性などに特定の特徴があると思い込むこと

です。例えば、政治家や裁判官は男性になる職業であり、女性には向いていないとか、保育士や看護師は女性の職業であり、男性には務まらないなど、いろんなそういう偏見で生じる問題ですので、女性の活躍推進もしっかりまたお願いしたいと思います。

2点目の提言では、少子化対策の鍵は男性の家事・育児への参画が重要だと指摘されています。

2023年の出生数は70万人を少し超えたものの、過去最少を更新しました。ベビーブームの頃と比べて3分の1であります。さらに衝撃的なのは、2024年上半期の出生数は約35万人にとどまり、年間70万人を割ってしまう計算です。直接の原因は晩婚化が進んでいること。必然的に初婚年齢が上がれば上がるほど子供が少なくなる。

一方で、女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い傾向にあります。女性の社会進出の環境づくりへ、社会のインフラ、制度などを整えるのは言うまでもありませんが、一番身近なところで必要なのは、男性の育児参画です。

内閣府の少子化社会対策白書には、夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生の状況を表した統計があります。「家事・育児なし」の場合、第2子以降の出生率は10%、一方で、6時間以上関わっているほうは87.1%と、夫の家事・育児時間が長いほど出生割合が高い傾向にあります。

そこで質問ですが、少子化対策として男性の家事・育児参加の促進は重要と考えますが、県の取組状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 男性の家事や育児への参加を促進し、夫婦が協力しながら

働いて子育てすることを、職場や社会全体で応援する環境づくりは、少子化対策を進める上で大変重要です。

このため、県ではこれまで、企業経営者を対象としたセミナーやパパ向けワークショップの開催、働きやすい職場「ひなたの極」の認証などに取り組んできております。

さらに今年度は、男性従業員が4週間以上の育児休業を取得した企業等に対しまして、最大100万円を支給する奨励金制度を創設しております。10月末時点で、建設業や林業、情報通信業など、合計で15社へ支給したところであります。

○重松幸次郎議員 すばらしい取組です。深刻化する少子化を止めるために、男性の家事・育児参加を促していただきたいと思います。

先ほどの女性の社会参画を進め、アンコンシャス・バイアスを払拭し、世界から人が集まる日本になっていくことを願っていると、大隅教授は講演の結びに述べられています。多様性を尊重する社会づくりを進めていただきたいと思います。

次は、労働者の環境整備について質問いたします。

従業員らが顧客から過度の要求や迷惑行為を受けるカスタマーハラスメント（カスハラ）の防止についてです。

この件は6月議会で永山議員も取り上げておりましたが、今回、東京都議会で、10月4日、全国で初めてカスハラの禁止を明記した防止条例が成立し、来年4月から施行されるという記事を読みました。

その具体的な指針内容について、カスハラに当たる可能性がある行為として、従業員らへの身体的・精神的攻撃や、従業員らを拘束する行

為や差別的・性的な言動、SNSでの中傷などが挙げられております。

また、共通マニュアルの素案では、カスハラが起きた際には、複数で対応する、録音・録画の記録、対面なら原則、開放的な場所に対応する、対応時間を限るなどの対処方法が明記されています。

産業や働き手が集積する東京での対応を進める意義はまた大きく、ほかの自治体でも条例制定の検討が進むと聞いております。

そこで、企業におけるカスタマーハラスメント対策について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） カスタマーハラスメントから労働者を守るための対応は、働きやすい職場づくりを推進し、企業の健全な経営を図るために重要であり、一部の自治体において条例制定の動きがあるなど、課題認識が広がっております。

県としましては、現在、国が作成した企業向けの対策マニュアルの周知やポスターの掲示等により啓発を行うとともに、労働問題に関する相談窓口を設置しております。

引き続き、国による法整備の動向を注視するとともに、宮崎労働局等の関係機関と連携しながら、周知・啓発等に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 カスハラの影響は深刻であります。労働環境を害し、従業員の士気が下がって業務の質や効果が落ちることがないように、早めの対策をお願いいたします。

続いて、フリーランスの保護について質問します。

企業などの組織に所属せず、個人で仕事を請け負うフリーランスの人たちが安心して働けるよう、発注業者との取引のルールを明確にした

新法が今年11月1日から施行されました。

フリーランス、例えばカメラマンとか、そういう方々は、発注業者に対し弱い立場にあることが多く、取引において不当な扱いを受けるトラブルが相次いでいます。

新法では、発注業者が業務を委託する場合、報酬額や支払い期日などを含めた取引条件を書面やメールに明示して契約を交わすことが義務づけられ、支払い期日は、発注した物品などの受け取りから60日以内のできる限り早い日に設定し、期日までの支払いが義務化されました。

さらに、こうした取引ルールに違反した業者には、国が立入検査や勧告、命令などを行うことができるほか、検査を拒否したり命令に違反した場合は、50万円以下の罰金を科す規定も盛り込まれております。

新法によって、フリーランスを保護する環境整備が進む意義は大きいと考えますが、問題は新法の内容が十分に周知されていないことで、国が5月、6月に行った調査では、フリーランスの76.3%、発注業者の54.5%が新法の内容を知らないと回答していると記事にありました。

そこで、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス・事業者間取引適正化等法につきましては、フリーランスと企業などの発注事業者間の取引適正化及びフリーランスの就業環境整備を図ることを目的に制定され、今年11月1日から施行されております。

県におきましては、現在、ホームページなどにより、法律の内容や国の相談窓口、法制度に関する説明会等について周知を図っているとこ

ろであります。

フリーランスの方が安心して働ける環境整備を促進することは大変重要でありますので、今後とも、宮崎労働局をはじめとする関係機関等と連携し、必要な周知・広報を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 立場の弱いフリーランスの人たちを守るため、情報発信をよろしく願います。

次は、軟骨伝導イヤホンの普及についてですが、皆さんは軟骨伝導イヤホンという言葉聞いたことがあるでしょうか。

第3の聴覚経路と言われる耳たぶの上にある軟骨伝導を、2004年に奈良県立医科大学の細井裕司学長が世界で初めて発見されました。認知症の要因の一つに難聴があるとし、軟骨伝導の活用によって、「難聴で困らない社会の実現を」との強い思いで、細井学長はその開発に協力されたようです。

軟骨伝導イヤホンは、音を出す穴がなく、耳あかがたまらず、清潔に保ちやすい。私も試聴させていただきましたが、球形のイヤホンを両方の耳たぶの上にかけるだけでいいので、耳穴を塞がず、雑音も少ないのが特徴であります。何よりも価格が約2万円から3万円と安価であります。

昨年夏より、自治体の窓口や民間事業所を中心に、来訪者への対応用に導入が進んでいるようです。障がい者福祉や高齢者福祉等の窓口では、直接窓口に来られる方は特に御高齢の方が多いことを考えると、老眼鏡のように、サービスの一環として、この活用・設置は必須だと思います。

そこで、県の様々な相談窓口に軟骨伝導イヤホンを設置してはどうかと考えますが、福祉保

健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 日常生活での聞こえに不安を感じている方や、加齢により耳が聞こえにくい方などが、安心して相談や手続ができる環境を整備する手段といたしまして、軟骨伝導イヤホンの設置は、利便性や衛生面などからメリットがあるとお聞きいたしております。

県といたしましては、今後、他自治体の導入事例の調査など、市町村や庁内の関係部局との情報共有に取り組んでまいりたいと存じます。

○重松幸次郎議員 軟骨伝導イヤホンの設置の推進は、我が党の全国の地方議員が設置を呼びかけておりまして、老眼鏡と同じように、このイヤホンの導入を検討していただきたいと思います。

次は、これまでも何度も質問してきました食品ロス削減についてであります。

食べ残しや賞味期限切れなどによる食品ロスは、2000年度に、事業系で547万トン、家庭系で433万トン、計980万トンでした。それが2022年度には、事業系、家庭系ともに236万トンの計472万トンに減り、事業系は8年早く半減目標をクリアしました。

事業系が大幅減になったのは、コロナ禍で外食市場が縮小した影響もありますが、生産から流通、小売に関わる事業者の意識が食品ロス削減推進法の制定（2019年）で変化し、多様な取組が積み重ねられた結果だと見られます。

例えば、製造日を基準に、賞味期限までの3分の1が過ぎると納品ができず、さらに3分の1を過ぎると店頭から撤去する、3分の1ルールという商慣行の見直しが進み、売り切りへの取組が広がっています。

消費・賞味期限が近づいた食品を全て廃棄し

ていたコンビニでも値引き販売が行われていました。消費者の協力も得て、陳列商品を期限の近いものから取る「てまえどり」の普及も後押しとなっています。経済損失や環境への負荷といった観点からも、さらなる推進が重要です。

その上で、さらなる食品ロス削減について、県は現在どのような取組を行っているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、テレビCMや様々なイベントを通して、食品ロス削減の重要性を訴えており、今年度から、県民一人一人の行動を促す取組として、余った食材を活用するオリジナルレシピの募集や、食べきり協力店を回るスタンプラリーを実施しております。

また、未利用食品を集めて子ども食堂等に寄附するフードドライブに取り組む市町村や事業者に対し、コンテナやのぼりなどの資材の貸出しを行っております。

さらに、食品関連事業者に対し、食品ロスの発生状況や課題などに関するアンケート調査を実施し、今後の施策に生かしていくこととしております。

県としましては、引き続き、市町村や事業者と連携し、食品ロス削減対策に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 これからも、行政や業界もですが、私たち消費者も推進していかななくてはなりません。さらなる周知と取組をお願いいたします。

次は、主食用米、お米の需給についてであります。

今年の夏場には米が品薄となり、心配の声が広がって、一部のスーパーマーケットでは購入制限がかけられたり、店内に並んでいないとい

うところもマスコミ報道で流れました。主食用米は消費量が下がっているのに不思議な現象であり、その要因について気になりました。

令和6年度は米が不足しているとの報道がありました。その要因について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 農林水産省によりますと、本年度上半期の米が品薄になった状況について、生産や消費などにおいて、様々な要因が挙げられております。

生産面では、民間在庫量が少ない中、令和5年産米が高温による品質低下で、精米の供給量が減少したことが指摘されています。

消費面では、物価が高騰する中、パンや麺類などに比べて、米は値頃感があり、消費が進んだことや、インバウンド需要で米の消費が増加したことに加え、8月の南海トラフ地震臨時情報等による買い込み需要の増加も背景として示されております。

○重松幸次郎議員 ただいま答弁がありましたとおり、令和6年度上半期の米の品薄感について、生産面、消費面での様々な要因について理解いたしました。

秋には新米も流通して、店頭では米の品薄感は解消されたように見受けられます。来年に同様の事態が発生しないように、働きかけや情報発信などのきめ細かな対策を講じていただき、私たち消費者も必要な量の米を買い求める冷静な購買行動が求められます。

一方で、稲作農家の高齢化が進んでおり、小規模な稲作農家は減少し、それに伴って、主食用米の作付面積も減少が続いていると伺っております。

そこで、米農家の高齢化や主食用米の生産減少を踏まえ、今後の水田農業の維持に向けた県

の考えを農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 今後、高齢農家のリタイア等により、耕作されない水田の増加が懸念される中、食料安全保障等の観点から、水田を維持していくことは大変重要であります。

このため県では、主食用米をはじめ、畜産業や酒造メーカー等と連携し、家畜の餌となるWCS用稲や、焼酎の原料となる加工用米の作付を推進するなど、宮崎ならではのバランスの取れた生産を推進しております。

県としましては、水田の集積・集約による作業の効率化や、スマート農業による省力化、規模に応じた経営改善の支援など、関係機関や団体と連携しながら、持続可能な水田農業を目指してまいります。

○重松幸次郎議員 経営改善をよろしくお願ひしたいと思ひます。中山間地域での対応を含めて課題も多いと思ひますが、できるところから進めていただきたいと思ひます。

次は、教育行政について質問いたします。

我が党の機関紙に、学校の外部人材活用の記事がありました。学校現場に外部専門人材を呼び込む施策の一環として、文部科学省は現在、教員免許を有していないアスリートに、特別免許状制度を活用し、教師としてのアスリート採用を促す取組を進めています。特別免許状については、2022年度末時点で、外国語や情報などの教科を中心に、全国で約2,800件に授与しております。同免許状を活用して、アスリートが教壇に立つことが始まったとの記事でした。

では、本県では外部人材の採用はどうなっているのでしょうか。本県の教員採用試験において、教員免許を有しないが、多様な専門性を有する外部人材の採用について、教育長にお伺い

します。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の教員採用試験におきましては、平成27年度より、教員免許を有していないものの、民間企業等の実務経験と、受験科目に関する専門資格等を持つことを条件に、特別選考試験を実施しております。

それによって、これまでに、高等学校の工業・水産・福祉において、特別免許状を授与した上で合計6名を採用しており、民間企業等で培った経験や知識を生かした、専門性の高い授業が展開できているところであります。

来年度は、高等学校の工業において、2名を採用予定としております。

今後とも、社会の変化に対応した教育の充実を図るとともに、人材確保が困難となっている一部の教科において、外部人材の採用を積極的に行っていきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御答弁がありましたとおり、教員資格を有していない教科の採用は、今のところ、高等学校の工業・水産・福祉において特別免許状を授与しているということであり

ます。アスリートの採用については、文部科学省は9月に、優れた知識・経験などを有する社会人を教員として迎え入れる特別免許状制度を活用し、外部専門人材の登用を促す新たな方策を発表しました。10月には、教職に関心のあるアスリートのリストを関係機関に提供したとのこと

であります。具体的には、オリンピックやパラリンピック、聴覚障がい者の国際スポーツ大会「デフリンピック」の出場経験を有するアスリートを公立学校で任用する場合は、加配定数の対象として、予算の範囲内で措置する予定となっているということでございます。

教員免許を有していませんが、教職に関心のあるアスリートのリストは、競技団体などの協力を得て文部科学省が作成し、競技種別や指導経験、希望勤務地などを記載しており、アスリートを対象とした特別選考の実施検討などを採用側に呼びかけているようです。

さらに、アスリートが安心して教職に参入できるように、教職に重要な基礎知識や技能を学べる研修パッケージも提供し、採用側に対し、採用予定者に受講を奨励するように求めているようです。加配措置の実施に当たっては、同研修の受講を要件としたとあります。

今後、国スポ・障スポ後の競技力向上のためにも、アスリートの採用について御検討をお願いいたします。

先般、県教育委員会特別支援教育課の担当者から、知的障がいのある生徒を対象とした、令和8年、9年に開校予定の高等特別支援学校(仮称)の概要説明をいただきました。

県北校(延岡商業高校)、県南校(日南高校)、県西校(都城商業高校)の高校の中に併設するもので、県央校は中央支援学校内に新設され、共生社会へ向けて理解・啓発を図りながら、個性を輝かせて職業的に自立できる人を育成するものと伺いました。

我が党の機関紙にも、「我が国は特別支援教育を受ける子供が増えており、そのうち、日常生活に必要な知識、能力を身につける特別支援学校の在籍者は10年間で約1.2倍、主に学力に遅れがある子供たちを対象とした特別支援学級は約2.1倍に増加している。こうした中、本人や保護者が普通学級を希望しても、受け入れられない場合もある。背景には、障がい児教育の知識を持つ教員を確保することが難しいといった実情がある。しかし、2006年に国連で採択された

障害者権利条約では、締約国に対し、障がい者に健常者と同等の権利を保障することを求めている。インクルーシブ教育の推進は重要である」とありました。

そこで、10月に県立高等特別支援学校説明会が行われたようですが、その実施状況について、教育長に伺いたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 令和8年度、9年度に開校する高等特別支援学校の説明会につきましては、10月下旬から11月中旬にかけて、順次、県内4地区、6会場で開催し、小中学校や特別支援学校の保護者や教員、福祉関係者だけでなく、一般の方々も含めて、全体で230名の方に御参加いただきました。

説明会では、高等特別支援学校には高等部のみを設置することや、職業的自立を目指す学習として農業や福祉などの専門教科を設定し、卒業後、一般就労で就職率100%を目指していることなどを説明させていただきました。

参加された方々からは、学習内容や学校生活に関する質問や、開校を待ち望む声が寄せられ、県民の方々の関心の高さと期待の大きさを感じる説明会となりました。

○重松幸次郎議員 すばらしい取組だと思います。しかしながら、県央校は一般高校の併設ではなく、みやざき中央支援学校の敷地内に新設されることになりました。そうなりますと、健常者である生徒との交流や、高校生とともに通学できるという希望がかなえられないのではないかと思います。

令和9年度に開校する県央地区の高等特別支援学校における共生社会に向けた取組について、教育長にお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 県央地区に設置する高等特別支援学校におきましても、他の3地

区に設置する学校と同様、近隣の高校と計画的に行事や学習を行い、生徒同士が互いに学び合う中で、互いの理解を深め、共生社会に向けた自然な交流が実現できると考えております。

また、県央地区の教育資源を生かし、企業との連携はもとより、隣接する公共施設や交通機関における体験的な学習や、新校舎に設置する交流スペースでの販売実習など、多様な学習活動の展開を検討しております。

今後、開校に向けて、準備委員会等で検討を重ね、共生社会の実現に向けた取組を具体化してまいります。

○重松幸次郎議員 それではよろしく願いいたします。

最後の質問になりました。

先日、みやざき被害者支援センターの設立20周年記念フォーラムに行っていました。基調講演では、23年前の平成13年に大阪教育大学附属池田小学校で殺人事件が発生し、8人が死亡、多くの重軽傷者の被害が出た犯罪事件で、当時小学校2年生だった我が子を亡くされた被害者御遺族の方による講演を伺っていました。その内容につきまして詳しくは申しませんが、犯罪被害者支援につきましては、これまで多くの議員が質問されております。

犯罪被害者、その家族に対する支援は重要だと考えますが、県として犯罪被害者等支援にどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 誰もが突然、犯罪に巻き込まれ、体や心に深い傷を負う可能性がある中、犯罪被害から早期に回復し、生活を再建するためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが重要であります。

このため県では、令和3年に犯罪被害者等支

援条例を制定するとともに、令和4年に基本計画を策定し、「犯罪被害者等支援のための体制整備」や「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」などを重点課題に位置づけ、各種施策を推進しております。

具体的には、県職員や市町村職員に対する研修等を通じた体制整備を図るとともに、各種相談窓口での対応や県営住宅への優先入居、さらには、広報啓発等を通じた地域社会の理解増進等に取り組んでおります。

今後とも、犯罪被害者等の声にしっかりと耳を傾け、国や市町村、関係団体とも連携し、途切れない支援を提供することで、犯罪被害者等を共に支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 準備しておりました質問は全て終了いたしました。丁寧な御答弁をいただき、誠にありがとうございました。以上で終了させていただきます。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）日本共産党の前屋敷恵美でございます。本日は、多くの皆さんの傍聴、ありがとうございます。

質問に入ります前に、一言、10月27日に投票が行われた総選挙の結果は、国会の状況を大きく変え、少数与党が政権を担うという状況がつくられました。大局的に見れば、国民が自民

党政治に代わる新しい政治を模索し、探求する、新しい政治プロセスが始まったことを示すものと言えます。

政治の新たな激動の下で、今後、企業・団体献金の禁止、紙の健康保険証の存続、選択的夫婦別姓、学費値上げストップなど、国民の切実な願いに応えるか否かが各党に鋭く問われることになり、政治を前向きに動かす可能性も大きく開かれてくると確信いたします。

国の政治のありようが国民の暮らしを左右するだけに、我が党は、「国民が主人公」の政治の実現に向けて、政治を前に動かすために奮闘することを表明するものです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢から伺います。

今年10月11日、ノルウェー・ノーベル委員会は、2024年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に贈ることを発表しました。このことは、核兵器のない世界を願う全ての人々に、限らない励ましと勇気を与えています。

アメリカの原爆投下による、この世の地獄を辛うじて生き延びた被爆者は、その後、国の援護もなく放置され、後遺症、差別や経済的苦難を強いられました。日本被団協は、「自らを救うとともに、自分たちの体験を通して再び被爆者をつくらない。人類の危機を救おう」と1956年に結成されました。

「核戦争起こすな、核兵器なくせ」「原爆被害者への国家補償」を掲げて、被団協結成から68年、連綿として核兵器廃絶に向けて国内外で続けてきた長年の草の根運動、被爆の実相を語る証言活動が、「核兵器が二度と使われてはならないということを身をもって示してきた」と高く評価されての平和賞受賞です。実に被爆

から79年です。

知事は、この日本被団協のノーベル平和賞受賞をどのように受け止めておられますか、お聞かせください。

あとの質問は質問者席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞は、被爆者の思いや経験を通じて「核のタブー」の確立に貢献するなど、被爆者の皆様の長年にわたる地道な取組が世界に認められたあかしであり、心からお祝いを申し上げます。

また、本県におきましても、被害者の会をはじめ関係者の皆様が、若い世代への継承活動などに熱心に取り組んでこられたことに対し、深く敬意を表します。

世界各地の紛争の激化により、核兵器の脅威が高まる中、唯一の戦争被爆国である日本の団体が平和賞に選ばれたことは、大変意義深いことであると考えております。

私も広島県出身として、被爆者の記憶や「核兵器は二度と使われてはならない」という思いを次の世代へ確実に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの使命であり、何よりも大切なことであると強く感じております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今、世界には、約4,000発の核弾頭が配備されていると言われております。ロシアが核使用の威嚇を繰り返し、他の核保有国も核抑止力の強化を進める下で、核使用の危険な状況にあると言えます。

こうした中、国連で採択された核兵器禁止条約は、既に2021年1月、国際条約として発効され、現在、73か国が批准して、核戦争につなが

る核兵器をなくす平和の運動は、世界の大きなうねりになっています。今回の平和賞の受賞で、それはさらに強まっていくというふうに思います。このことからしても、日本は唯一の被爆国として、核兵器廃絶の先頭に立つべきと思います。

しかしながら、いまだに日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けて、署名も批准もしておりません。締約国会議へのオブザーバー参加すらしておりません。知事はこの日本政府の姿勢をどのように見ておられますか。広島県御出身の知事であればこそその思いをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 日本政府は、核保有国が参加していないこと等から、核兵器禁止条約を批准しておりませんが、安全保障を確保した上で、核保有国を関与させるよう努力しながら、「核兵器のない世界」の実現に向けて取組を進めていく方針であります。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核軍縮の進展に向けて世界をリードしていく責任があります。今回の受賞が大きな後押しとなり、核軍縮に向けた現実的かつ実践的な取組が、これまで以上に力強く進められることが大切であると考えております。

県としましても、平和で安心して暮らせる社会の構築に向け、戦争や原爆の記憶、被爆者の思いや平和の尊さを次の世代に引き継ぐ取組を今後とも進めてまいります。

○前屋敷恵美議員 日本は今、非核国と核保有国の橋渡しを掲げております。しかし、核保有国に対しては、究極的に廃絶する努力を求めているだけにすぎません。日本政府のこうした姿勢や道理のなさ、世界からも大きく批判されているところであります。

日本政府は、先ほど知事も申されましたが、核兵器廃絶に向けて世界をリードする責任があると思いますし、責務だというふうに私も思います。人道上も許されない核兵器使用を現実のものにさせないためにも、核兵器禁止・廃絶の国際世論と行動が求められております。日本政府が臆することなくこの道を進むことを求め続けていきたいと思います。

では、次に移ります。現行の保険証、紙の保険証の存続についてです。

政府は、12月2日をもって現行（紙）の健康保険証の廃止を行い、マイナンバーカードにひもづけをしたマイナ保険証へ一本化するとしていますが、現行の健康保険証を残してほしいとの要望や世論は今大きく高まっています。

全国の地方議会では、38都道府県の222議会が既に保険証の存続を求める意見書を採択しており、さらに、さきの9月議会でも、25議会が意見書採択と広がっています。

今年9月時点のマイナ保険証の利用率は、全国で13.87%にとどまっております。宮崎県の状況はどうでしょうか、福祉保健部長、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県におけるマイナ保険証の令和6年10月の利用率は17.78%であり、全国平均15.67%を2.11ポイント上回っております。

○前屋敷恵美議員 政府は、マイナ保険証の登録や利用率を上げることに相当エネルギーを使い、税金を費やして取り組んでいるはずですが、思うようには進んでいないというのが今の現状です。

宮崎県でも利用率は2割に届かない状況ですが、この利用率が伸びない原因をどのように考えておられるでしょうか。福祉保健部長、お願

いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 利用率が伸びておりません原因につきましては、これが新しい仕組みであり、県民の皆様の間にまだ十分な理解が浸透していないことや、現行の保険証も利用可能であることなどの理由によるのではないかと推測いたしております。

○前屋敷恵美議員 マイナ保険証をめぐるトラブルは依然として多く、全国で5月以降だけでも約7割の医療機関でトラブルが発生したとの調査結果が出ています。

マイナ保険証を読み取るカードリーダーで顔認証ができない、通信回線が途絶えてオンライン資格確認ができない、氏名や住所の一部が黒丸で表示されるなどなどです。医療機関では、こうしたトラブルを持ち合わせていた現行保険証で資格確認したという報告もあります。

政府は、このトラブル対策として、今新たに9種類もの資格確認方法を追加いたしました。このことで、医療現場の大混乱は必至だというふうに私は思います。こうしたトラブルとその対応に、医療機関や利用者から不安の声が上がるのは当然ではないでしょうか。

こうしたトラブルが私は県内でも起きていると思いますが、どんなトラブルが県内で起きているのか、なぜそういったトラブルが起きるのか、把握しておられるものをお聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県にトラブルを報告する仕組みがございませんので、県内の国民健康保険直営診療施設の一部から聞き取った範囲でございますが、通信が正常に実施できなかった事象のほか、氏名の旧字体や自己負担割合が適正に表示されない事例があったと

伺っております。

原因としましては、機器の不具合や通信障害によるもののほか、資格情報のシステム反映に係るタイムラグではないかと伺っております。

○前屋敷恵美議員 マイナンバーのひもづけの誤りをはじめ、マイナ保険証をめぐる様々なトラブルが多発する中で、保険証廃止の弊害が今明らかになっていると思います。

マイナンバーカードと保険証の一体化によるマイナ保険証は、5年ごとの更新が必要とされています。また、マイナ保険証を持たない人には、資格確認書が送付されるということのようですが、継続するには毎年の更新手続きが必要になると聞いています。

この更新や申請の手続を忘れたり怠ったりすると無保険証の状況となり、保険料を払っていても医療が受けられなくなってしまうのではないかと、こうした心配の声が寄せられています。こうなりますと、国民皆保険制度そのものが損なわれるということになると思います。

こうした事態は絶対に避けなければならないと思いますが、どのように対応されるのでしょうか。まず、マイナ保険証の取扱いについての方策をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 電子証明書の有効期限前後のそれぞれ3か月間は、保険医療機関等のカードリーダーの画面に更新手続きを促すアラートが表示されますほか、電子証明書の有効期限が切れても、3か月間は引き続きオンライン資格確認が可能となっております。

また、有効期限が切れてから3か月経過する前に、保険者から職権で資格確認書が交付されますので、切れ目なく保険医療機関で受診することが可能となります。

○前屋敷恵美議員 では次に、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持たない人、資格確認書の取扱いについてお伺いしたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 現行の保険証は、その保険証の有効期限までの間、最長1年間使用できますが、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、その有効期限が来る前に、申請することなく、各保険者から資格確認書が交付されることになっております。

この資格確認書は、各保険者が5年以内の有効期限を設定することになっておりまして、その有効期限が切れる前に新しい資格確認書を交付いたしますので、引き続き保険医療機関等で受診することができます。

○前屋敷恵美議員 いずれにいたしましても、自治体の負担、手間というのは大いにかかってくるということが想像されると思います。

政府は、不安払拭の措置を取ったので、予定どおり健康保険証を廃止するとしていますが、マイナ保険証のトラブルは今でも起きております。国民の多くが現行保険証の原則廃止に不安を感じております。こうしたトラブルや不合理は、単に利用者や医療機関だけでなく、自治体や関係保険者の負担にも大きく関わってまいります。こうした状況の中で、現行保険証を廃止することに道理があると言えるでしょうか。私は無謀だというふうに思っています。

多くの国民、県民が、保険証は残してほしい、現行保険証とマイナ保険証の二本立てで行ってほしいと言われています。ここは一旦立ち止まって、現行保険証廃止は撤回すべきではないかと思います。

現行保険証の廃止を見直すよう、知事は国に進言すべきではないでしょうか。今からでも決

して遅くはありません。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） マイナ保険証につきましては、より正確なデータに基づく、よりよい医療の提供につながる、また利用者の利便性に資するなど、多くのメリットがある一方で、マイナ保険証に関する情報が十分に浸透していないことなどから、利用が進んでいない現状、また様々な課題等もあると認識しております。

マイナ保険証を持たない方も、資格確認書が漏れなく交付されますことから、従来どおり必要な医療を受けていただくことができますので、県としましても、今後とも、様々な媒体を通して、県民の皆様への丁寧な広報活動を行ってまいります。

また、国に対しては、情報セキュリティ対策を徹底し、安心してサービスを利用する環境を整えるよう、引き続き全国知事会等を通じて要望してまいります。

○前屋敷恵美議員 利便性も大いにあるという知事の御意見ですけれども、しかし、マイナンバーカードをめぐる混乱は今深まるばかりです。本来、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が、このマイナ保険証一つを取っても半ば強制的になろうとしています。

なぜ政府がこうも固執するのか。そもそもこのマイナンバー制度導入の背景には、政府が国民の所得・資産、税・保険料負担、社会保障給付を一体的に把握して、徴税強化と給付削減を視野に入れたものであるからだと思います。また、財界や特定企業も、この大量の個人情報を経営に利用しようと要求しています。今後さらにデジタル化とマイナンバーカードへの一元化が図られることは必至です。

しかし、マイナンバー制度で政府が国民一人

一人に番号をつけ、他分野の個人情報をもひもづけて利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を招く重大な問題です。真のデジタル化やIT利用を推進する上でも、何より国民が安心して利用できるようにすることが大前提だと思います。現行保険証の廃止、マイナ保険証の強要をやめ、現行保険証の存続を強く求めるものです。知事もぜひこの立場に立って御努力いただくことを強く求めたいと思います。

次に入ります。

次に、ケア現場の諸課題について、まず、医療現場の現状と対策について伺います。

医療現場は、厳しいコロナ禍を乗り越え、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、依然として感染症対策の強化は必要とされており、そのための経費と人手は大きな負担となっています。

2024年度の診療報酬改定が行われましたが、本体改定率0.88%と厳しい改定で、医療経営の実態や現在の物価高騰にはとても見合わないものであり、特に中小の民間病院や診療所の経営は厳しさを増しております。

厚生労働省の医療経済実態調査でも、赤字法人は約25%を占めており、医療法人の施設数約4万件のうち1万件が赤字経営で、実態は数字以上に厳しいと見られています。倒産や休廃業・解散も増えており、このままでは地域医療の存続が危ぶまれています。

こうした実態は県内においても現れているのではないのでしょうか。県はどのように把握し、認識しておられますか。福祉保健部長、地域医療の実態をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 診療報酬につきましては、公定価格でありますため、電気

やガス等のエネルギー価格などの物価高騰や人件費の増を直接価格転嫁できない性質を有しております。

医療関係団体との意見交換などでは、物価高騰や医師・看護師の不足による人件費上昇の懸念などを伺っておりまして、医療機関の経営状況が厳しい局面にあると認識しております。

○前屋敷恵美議員 医療現場は、医師不足はもちろんですが、今、部長も言われたように、看護師不足も深刻で、待遇改善は喫緊の課題であります。しかし、厳しい医療経営の中での処遇改善は困難だと訴えられています。

看護師の厳しい労働条件の下での看護は、看護師の方々の身体にも、また患者さんにも影響が及ぶことになります。県は、こうした実態をどのように受け止め、どう対応しようとしておられるのかを伺います。

また県は、地域医療を守るためにも、医療現場・医療機関の実態を把握して、国に対して、診療報酬の再改定、そして財政支援措置を図るよう求めることが必要ではないかと思います。

しかし、国が実行に至らない間は、県民の医療を受ける権利保障のためにも、医療機関の存続・維持のために、県の一定の財政支援も必要ではないかと思いますが、県の考え方を伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） これまで県では、国の重点支援地方交付金などを活用いたしまして、物価高騰などの負担を軽減するために、医療機関に対する支援を実施してまいりました。

国が先般、閣議決定いたしました総合経済対策では、物価高に大きく影響を受ける医療機関を含む事業者等を支援するため、再び重点支援地方交付金の活用が打ち出されたところであ

り、今後の補正予算審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひそういった予算も含めて、医療機関がしっかりと地域医療を担えるような、そういう方策を徹底していただきたいと思います。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行う医療従事者に対して、抗原検査キットの配布やワクチン接種についての財政支援が必要かと思います。まずは、医療現場をしっかりと支えることが重要であると考えからです。こうした支援について、どのようにお考えでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 新型コロナへの対応は、5類感染症移行後も、医療機関への支援を継続しながら、段階的に通常の医療提供体制へと移行いたしまして、本年4月の完全移行に伴い、医療機関への支援が終了したところであります。

新型コロナは、今後も周期的に流行を繰り返すことが予想され、新たな感染症危機にも備えていく必要があります。

このため県では、本年度の新規事業におきまして、感染症対応を行う人材の育成や、医療機関の設備整備への支援に取り組んでおります。

○前屋敷恵美議員 しっかりと地域医療を守るために尽力いただきたいと思います。県民の命と健康、暮らしを守ることは、地方自治体の責務です。命を守るとりでを支えることは、何より重要なことだというふうに思います。県の十分な対応を求めていると思います。

次に、訪問介護の報酬引下げに伴う介護事業所の現状と対策について伺います。

介護事業者の今年1月から10月の倒産件数が過去最多を記録し、そのうちの半数を訪問介護

が占めていると、これは東京商工リサーチが公表いたしました。

東京商工リサーチは、ヘルパー不足や燃料代などの運営コスト上昇に加え、2024年の介護報酬マイナス改定の影響が出ている可能性があるとして分析しています。また、リサーチ社は、効率化が進む大手と小規模・零細事業者との格差が広がっているとして、国や自治体の本格的な指導、また支援がなければ、小・零細事業者の淘汰が加速する可能性が高いと指摘して、このままでは介護事業者の倒産に歯止めがかからず、全国で介護難民の発生が現実味を帯びていると警鐘を鳴らしています。

私は、さきの9月議会の決算審査の質疑で、2023年度の介護事業所の実態をお聞きいたしましたが、4月の訪問介護の基本報酬引下げ以降の県内の状況をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内の訪問介護従事者の平均賃金及び年齢等につきましては、厚生労働省が行いました令和5年賃金構造基本統計調査によりますと、毎月の給与額の平均は27万2,600円、平均年齢は51歳です。

また、訪問介護事業所の数は、令和6年4月1日現在で461件、令和6年10月末現在で、2件減少して459件となっております。

○前屋敷恵美議員 訪問介護は、ホームヘルパーの賃金が全産業平均より月6万円低いと言われ、有効求人倍率10数倍の人手不足です。そこへ政府が4月から訪問介護の基本報酬を引き下げたことが大打撃となっています。

この訪問介護報酬引下げの影響について、宮崎県民主医療機関連合会による県内の訪問介護事業所に向けたアンケートが集約されております。紹介したいと思います。

事業所からは、「基本報酬の引下げに納得できない(96.3%)」「経営状況は悪化する(57.4%)」「事業継続が困難になる(16.7%)」「人材は充足していない(57.4%)」などなどです。

この人材不足については、「求人を出しても応募がない。今回の報酬改定で拍車がかかりそう」「訪問介護は敬遠され、新たな人材確保が困難。ヘルパーさんの半数が65歳以上で、いつ退職されるか分からない」「人材不足のため、利用者の新規受入れができない」などなどです。

今回の報酬改定についての意見や要望については、「今回の引下げは、在宅介護は不要なのかと受け取れる改定であり、全く地方の実情が分かっていない」「訪問介護の需要は増えているのに、人が足りていない状況で報酬を下げる意味が分からない」「売上げが上がっている大企業と、当事業所のように極小規模企業を一緒にしないで、分けて考えてほしい」「現場の声を聴いてほしい」「現場のことを分かっている人が協議してほしい」「報酬改定は、在宅介護をベースにしたはずの国の方向性が大きく覆った瞬間だった。訪問介護の人材不足解消は、国民の命を守るために必要である。どれだけの犠牲が出るかは明白だ」「介護報酬を上げてほしい」などなど、アンケートの回答は切々と訴えておられます。全てを紹介したいほどです。

まさにヘルパー不足は深刻で、そこにきて訪問介護報酬のマイナス改定は、低賃金と高齢化に拍車をかけることになると危惧いたします。

先ほど部長がお答えになりました、宮崎県はそこまで心配ないと言われているように聞こえましたが、今紹介した当事者、現場の声が示すように、早晚、在宅介護が守れなくなる事態は

避けられなくなるのではないのでしょうか。

訪問介護報酬のマイナス改定の及ぼす影響をどのように見ておられるのか、県としてはどう対応するおつもりなのか、今後を見据えて、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長(渡久山武志君) 令和6年度の報酬改定では、処遇改善加算の引上げが行われました一方で、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。

全国の事業所の平均的な経営状況に基づいた改定ではありましたが、中山間地域など条件不利地域を多く抱えます本県の訪問介護事業所の皆様にとりましては、厳しい内容であったと受け止めております。

○前屋敷恵美議員 今、部長がおっしゃいましたけれども、アンケートの中にもそういったことが書かれておりました。「介護報酬を引き下げ、処遇改善加算を上げて何ものならない。報酬が下がれば、事業主をはじめ、従業員に還元することも難しくなる」と、国の施策に真正面からの批判の声もあったわけです。

また、「介護の仕事はとても好きだが、赤字が続けば事業継続は困難」と、何とか事業は続けたいとの思いがひしひしと伝わってくるアンケートでした。

こうした介護保険のサービス提供体制が崩壊の危機に瀕しているのは、介護報酬が03年度から21年度に本体部分が5.74%も削減された結果です。その上、訪問介護事業所の4割が赤字と分かっているながら、この4月から訪問介護の基本報酬を引き下げました。

危機を打開するには、この引き下げた報酬を元に戻すこと、削減されてきた介護報酬の底上げをすることがどうしても必要だというふうに思います。さらに、国庫負担を増やすことも必

要です。こうした国への要望を、県も介護事業者と一体に進めるべきだと私は思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 訪問介護は、介護を必要とする方が、自宅で生活し続けるために大切なサービスであります。

今、部長も答弁しましたように、条件不利地域を多く抱える本県におきまして、地域の在宅介護を支えるために、日々尽力いただいております訪問介護事業所の皆様にとりまして、今回の基本報酬引下げは、厳しい内容であったと受け止めております。

県としましては、国に対し、介護保険制度における国と地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ることや、訪問介護の基本報酬引下げ等の影響を適切に検証し、必要な措置を講じるよう、全国知事会を通じて要望しているところであります。

今後も、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる環境整備に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひその立場を貫いていただきたいと思います。

あわせて私は、国の要望と併せて、県独自の対策も施策も必要かと思えます。今、知事もおっしゃいましたけれども、在宅介護を支えることは、高齢者が住み慣れたまち、家で暮らしたい、この思いに応えることだと思います。

そして、2000年に創設された介護保険制度が崩壊の危機にある今、高齢者が尊厳を持って生きていけること、誇りを持って介護したいと頑張っておられる介護従事者の方々が安心して働けるようにすること、このことはまさに政治の責任だというふうに思うわけです。ぜひこうした立場で行政を担っていただきたい。強く要望

しておきたいと思います。

次に、いじめや不登校など、子供たちを取り巻く現状と対策・支援について伺います。

全国の小中学校で2023年度に不登校だった児童生徒が前年度比約4万7,000人増の34万6,482人で過去最多を更新したと、10月31日、文科省の調査で発表されました。高校も6万8,770人と過去最多で、小中高を合わせて41万5,252人に上ります。

また、小中高と特別支援学校のいじめ認知件数も、前年度から約5万件増え73万2,568件で、3年連続で最多を更新しております。

宮崎県の状況も全国と同じように、不登校の児童生徒は過去最多で、いじめの認知件数も増加しています。改めて、県内の現状を、不登校、いじめ、それぞれについてお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年10月公表の国の調査によりますと、令和5年度の本県公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校が943人、中学校が1,680人、高等学校が400人となっており、全国に比べると低い割合にあるものの、令和4年度と比較しますと、いずれの校種におきましても増加しております。

不登校の増加の背景として、コロナ禍以前の生活に戻る中、子供たちを取り巻く環境が大きく変化したことで、学校生活に対してやる気が出ないことや、生活リズムの不調などが見受けられたことなどが、国の調査において報告されております。

本県においても、コロナ禍での生活が影響を及ぼしたのではないかと考えております。

令和5年度の本県公立学校における、いじめの認知件数は8,876件となっております。

いじめの認知件数につきましては、令和2年

度以降、全国的な増加傾向の中、本県では、ガイドラインを用いた教職員の研修や未然防止の取組の成果により、減少傾向にありましたが、令和5年度は全国と同様に増加しております。

○前屋敷恵美議員 私は、昨年の11月議会でも不登校問題を取り上げさせていただきました。学校に行けなくなった子供たちの立場に立った支援について、フリースクール等が果たしている役割の重要性などは、県教育委員会とも共有できたと思っています。そして、その役割、活動が継続されるような支援が必要であることなどを要望させていただきました。その後の取組はどうなったのでしょうか。

しかし、それだけでは解決はできません。今回答された数字は、前年を上回って過去最多です。連続して不登校もいじめの認知件数も増え続けています。

全国の小中学校の不登校は11年連続の増加です。文科省は、2023年度の増加の背景には、今、教育長もおっしゃいましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で、生活リズムが乱れたことによる登校意欲低下や、休養の必要性について保護者の意識が変化したことなどを挙げておられますが、そんな単純なものではないと思います。県も同じ見解なののでしょうか。

県としては、どのように原因を把握・分析して、対応しようとしておられるのか、対応策を伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校やいじめが増加していることにつきましては、大きな課題であると非常に重く受け止めております。

現在、県教育委員会では、様々な悩みや不安を感じている児童生徒一人一人の気持ちに寄り添えるよう、スクールカウンセラー等の全校配置や、SNSを活用した相談窓口の開設など、

教育相談体制の強化を図るとともに、不登校対策の拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置したところであります。

今後は、未然防止に一層力を入れ、全ての児童生徒が楽しいと実感できる魅力ある学校づくりを推進するとともに、宮崎県いじめ問題子供サミットを市町村教育委員会と連携しながら地域ごとに開催するなど、これまでの取組をさらに進めてまいります。

○前屋敷恵美議員 今、教育長のほうからも、原因の分析、そして対応策をお話いただきましたけれども、しかし私は、もっと根本的な原因を探り、つかまなくては、その解決にはならないんじゃないかと思っています。

子供の不登校が増えている、より根底的な背景には、全国学力テストなど、過度の競争と管理の教育が学校現場に押しつけられてきた問題などがあるのではないのでしょうか。

教育を競争と管理でゆがめたままでは、不登校は増えるばかりだというふうに思います。このことは、国連の子どもの権利委員会から、幾度となく日本政府に勧告が出されていることから明らかです。

子供たちが学ぶことを喜び、通いたくなる学校、教育長もおっしゃいましたが、そうするためには、まず競争と管理の教育を見直すことから始めることが必要だと思います。同時に、不登校の子供たちが安心して生活し、学べるための取組が重要です。

子供の安心して休む権利、自分らしく生きられる権利を大切にすること、子供と親が相談できる窓口の拡充を図ること、子供の居場所としての公的な施設の拡充、今コネクトができておりますけれども、これをもっと拡充することが必要だと思うわけです。

フリースクール・フリースペースなどをきちんと認めて、公的支援を行う等々、ほかにも教職員が子供たちとしっかり向き合える手だてを取るなど、取り組むべきことは本当にたくさんありますが、これからの大きな課題だというふうに思っています。

全ての子供たちに豊かな子供時代が保障できるよう、真剣に取り組を進めていただくことを求めたいと思います。もちろん、私たちにも課せられた課題であることは言うまでもないことです。

次に、精神障がい者の医療費助成について伺います。

障害者基本法では、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいを一元化して、共通した制度で医療費助成を提供することを規定いたしております。

ところが、重度心身障がい者・児医療費助成制度については、身体・知的障がいの両障がいても、全ての診療科を受診する際に助成されておりますけれども、精神障がい者は自立支援医療制度で、精神科への通院・受診のみの助成となっています。

本来、国が障害者基本法にのっとり、3障がいに差別なく医療費補助を実施することが当然なのですが、これまで自治体独自の取組に委ねられているのが現状です。

しかし、全国ではこの取組が進んでおり、昨年4月時点で、精神障がい者への医療費助成がないのは全国で9府県、九州では宮崎と鹿児島だけでしたけれども、鹿児島では近く実施することが決まったというふうに聞いています。

精神疾患は、発達障がいやひきこもり、うつ病、統合失調症など、近年その数は増加の傾向であり、精神障がい者の多くは障害年金に頼る

生活です。身体に関わる病気は早めの手当てが大事です。ぜひ、宮崎県でも自治体との協議を進めていただき、実施してほしいと思いますが、県の考えをお聞きいたします。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で、重要な事業であります。

当該事業では、現在、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、実施主体である市町村に対するアンケート調査や意見交換などを行いながら、対象範囲の拡大について検討を進めております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ県も決断していただいて、安心して生活できる、そういう状況をつくっていただきたいと思います。ぜひ御努力をお願いいたします。

最後になりますが、様々な要因で肺の機能が低下して、酸素補給が欠かせない方々への支援について伺います。

日常生活において、酸素の補給が欠かせないというのは大変な御苦勞です。経済的な問題とともに、特に災害のときの心配が大きいと言われる。今利用している酸素ボンベの供給が保障されるのだろうか、また、停電ともなれば酸素補給の機材が使えなくなる、電源の確保はどうなるのだろうかということです。酸素の補給ができないということは、命に関わる問題で、心配は尽きません。

こうした点で、日常生活及び災害時の対応について、県としての手だて、支援策を伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 酸素吸入など医療的ケアが必要な障がい児・者にとりまし

て、非常時における電源の確保が必要不可欠であり、近年、持ち出しが容易なポータブル蓄電池の需要が高まっております。

このような蓄電池は、一定の費用がかかり、定期的な買換えも必要でありますことから、個人での購入は負担が重く、現在、県内18の市町村において、障がい者の日常生活用具として、一部自己負担による給付を行っております。

○前屋敷恵美議員 災害時の対応、ポータブル蓄電池など支援策はあるということですが、ぜひその施策をこういった障がいを持たれている方々に知らせてほしいと思うんです。最近の地震や大型台風など気候変動の中で、様々な事態を想定した対応が求められます。県民の安心と安全を保障するためにも、日頃から、様々な施策、対応策について広報・周知を図ることを求めたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問は終わりますが、今回は医療・福祉・教育について質問させていただきました。県民の安心できる暮らし、子供たちの現在と未来をしっかりと守れる施策を進めていただくことを再度お願いし、求めまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。宮崎のひなた、安田厚生です。どうぞよろしくお願い申し上げます。通告に従いまして質問させていただきます。

先月、常任委員会で県外調査を行いました。東京都港区にあるソフトバンク株式会社に伺い、ペーパーレス化、DX化を活用した働き方改革について学ばせていただきました。

その調査の中で、宮崎担当職員、日向の担当

職員だったんですが、その方が「宮崎は本当に観光によいところですね」というお話をしてくださいました。「南国というイメージが大変似合う、すてきなまちだ」ということでありました。しかし、宮崎のPRを聞いてみますと、「宮崎の観光PRは東京では感じられない」というお話をしてくださいました。

宮崎県は様々な観光PRに取り組んでいるところではありますが、全国にはPRが浸透していないと感じたところでもあります。

観光については、今週26日に、宮崎ブーゲンビリア空港発着の国際定期便「宮崎ー台北線」が約4年9か月ぶりに再開いたしました。おめでとうございます。

台湾には、歴史、文化、おいしい料理や多くの人でにぎわう夜市など、すてきな観光地がたくさんあり、楽しいところでもあります。私は日台友好議員連盟の役員を6年間させていただいておりますが、まだ台湾には行ったことがありません。ですから、今回は、韓国からの誘客についてお伺いしたいと思います。

来月18日から、韓国のアジアナ航空が運航する宮崎ーソウル線が、週7往復でデイリー運航へと増便されます。今回の増便には大きな経済効果が見込まれています。

県はこれまでも増して宮崎の観光PRを強く進める必要があると思いますが、そこで、韓国からのインバウンド対策について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。残りの質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

本県のインバウンド誘致にとりまして、直行

便を有する韓国は、最も重要な市場の一つであります。先月、濱砂議長や経済団体の関係者とともに、アジアナ航空本社を訪問し、ウォン社長に対し直接、今回の増便に対する感謝の思いを伝えたところであります。

昨年9月のソウル線再開以降、ゴルフを中心に韓国からの観光客が増加し、本県のインバウンドは徐々に回復傾向にありますが、まだコロナ禍前の水準には届いておらず、増便を契機として、ゴルフ以外の一般観光も含めた韓国からのさらなる誘客拡大が必要であります。

また、韓国で受けた説明によりますと、今、長引く円安の状況もあります。さらには、今、韓国国民の対日感情が過去最もよい状況にあるということで、韓国からのインバウンド誘致は今が大きなチャンスにございます。

このため県では、増便決定以降、現地旅行会社向けの観光セミナーの開催に加え、テレビショッピングによる旅行商品の販売PRや旅行博への出展等を通じて、本県の強みである自然や食などの魅力について、幅広くプロモーションを展開してまいりました。

今後も、旅行会社向けの送客支援の実施による旅行商品の販売促進や、インフルエンサーを活用した情報発信の強化など、集中的に対策を講じながら、韓国からの誘客を促進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 今回の増便には、円安によるインバウンド需要に加え、好調なゴルフ需要が見込まれています。部会で宮崎ーソウル線の調査を行った際、韓国から帰り着いたブーゲンビリア空港には、100を超える数のゴルフのキャディーバッグが並んでおりました。韓国のゴルフブームに大変驚いたところでございます。

インバウンドの増加は、観光産業の本県経済

に大きな波及効果をもたらすもので、期待しているところであります。

また、アウトバウンド向けには、県民の皆様気軽にソウル旅行を楽しんでいただくため、「おしえて！みやざき」でソウルの人気スポットを紹介する特集番組を放送したり、パスポート取得の際に、宮崎空港発着の国際線を利用する全ての宮崎県民を対象に、パスポート取得費用を助成しております。

そこで、県民が韓国へ旅行に行くアウトバウンドも増やしていく必要があると思いますが、県民パスポート取得支援の実績と、ソウル線のアウトバウンド促進の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県民パスポート取得支援は、アウトバウンドの促進を図るため、宮崎空港の国際線を利用する県民に取得費用を補助するもので、本年度の申請者数は10月末で1,274人であり、年度初めから大きく増加してきております。

国際線の安定した運航には双方向の利用が重要であるため、パスポート取得支援のほか、グループ交流支援などの補助制度や、メディア等を活用した路線PR等により、県民等の利用促進を図っております。

また、ソウル線では、冬季の韓国からのゴルフ需要が高く、夏季の利用が落ち込む傾向にあることから、今年は、個人旅行への支援の創設やグループへの追加支援など、夏季のアウトバウンド対策に取り組み、例年より多くのアウトバウンド利用につながったところであります。

県としましては、引き続きこのような取組を進め、ソウル線の維持・充実に努めてまいります。

○安田厚生議員 アウトバウンドも増えてきて

いる状況であります。県民の皆様のさらなる利用が鍵を握るものと考えております。

パスポート取得の支援を受けられている方々は1,274名と聞きましたが、リピーターになっていただきたいと思います。ソウルへの観光に加え、ビジネスでも積極的に活用していただくことを期待しています。

次に移ります。

経済産業省は新しいエネルギー基本計画で、2030年度に36%から38%としています再生可能エネルギーの割合を、2040年度の時点でさらに引き上げ、初めて化石燃料による火力を上回る最大の電源とするシナリオを示す方向で検討していることが分かりました。

こうした課題の解決策として期待されているのが、ペロブスカイト太陽電池と浮体式による洋上風力です。

風力は、火力に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策にも効果があり、特に洋上風力は、再生可能エネルギーの中でも発電量が比較的安定しているようです。大規模に開発されれば、発電コストは火力並みになり、経済性も確保できると見込まれています。

洋上風力発電の導入可能性の検討について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーのより一層の導入が求められる中、洋上風力発電については、国が浮体式の実証事業を行うなど、導入拡大に向けた検討が進められております。

現在、本県には導入事例がなく、国が実施したポテンシャル調査によると、本県の近海は、国のガイドラインにおいて、事業性確保の目安とされている年平均風速毎秒7メートルを下回

る区域が多く、ポテンシャルはあまり高くないものと考えております。

洋上風力発電は、安定的で発電効率がよいことなどのメリットがある一方で、高い建設コストに加え、生態系や景観への影響といった課題があることから、今後とも、国の動きを注視しつつ、情報収集を行ってまいります。

○安田厚生議員 海に浮かべる浮体式は、水深が深い沖合でも設置が可能です。地震にも強いとされています。太陽光や風力は、ランニングコストはほぼかからないため、今こそ再生可能エネルギーをフルに使う時代がやってきたなと感じているところであります。

洋上風力発電のポテンシャルが低いとなれば、今はやっている柔らかい電池、ペロブスカイト太陽電池を推進してほしいと思っています。

次に、中小企業において、深刻な問題として挙げられているのが人手不足倒産であります。様々な業界で人手不足問題が深刻化しているところであります。賃上げや価格転嫁、人手不足など厳しい経営環境に置かれ、人手不足に苦慮する中小企業が増えている状況であります。

そこで、本県の人手不足の現状と、その解消に向けて今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお聞きします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 宮崎労働局によりますと、本年9月の県内の有効求人倍率は1.32倍と、111か月連続で1倍台となっており、依然として人手不足の状況が続いております。

県では、みやざき産業振興戦略において、若者の県内就職や移住・U I J ターンの促進等について重点的に取り組んでおり、具体的には、県内外での就職説明会の開催のほか、ヤングJ

OBサポートみやざきや宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター等における相談窓口の設置、また、ふるさと宮崎人材バンクを活用した、県外在住の求職者と県内企業とのマッチングなどを実施しております。

今後とも、国や関係機関と連携を図りながら、宮崎の将来を担う産業人材を確保するため、これらの取組を推進し、県内企業を応援してまいります。

○安田厚生議員 この人手不足の紹介所は、アプリとかサイトとか、いろいろございますけれども、かなりの手数料が発生するなど、大変問題となっているところであります。若者たちの仕事や働き方に対する考え方、価値観の変化も人手不足の大きな要因の一つであります。

厚生労働省の発表によると、就職後3年以内の離職率は、高卒で38.4%、大学卒で34.9%となっております。県内に就職した新規高卒者、大卒者のうち、3年以内に離職する者の割合は、全国に比べて高くなっているところであります。

高卒採用者の離職率が高くなる原因の一つに、教育や研修の不足が挙げられているようです。また、業務についていけず、ストレスや不安を感じることが多くなり、結果的に早期に離職することにつながるようです。

そこで、県立高校生が就職で早期離職しないために、県立学校で行われている取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、1、2年次に、自己理解学習や職業講話、インターンシップ等を行い、学年の進行とともに自分の適性を知り、勤労観や職業観を高める取組を行っております。

3年次では、志望する企業の勤務条件を研究

させたり、応募する前に職場を見学させるなど、実際に働くイメージを持たせることで、就職前後でのミスマッチを防ぐ工夫をしております。

さらに、就職後は、教員とともに就職支援エリアコーディネーターが卒業生を訪ね、悩みを聞いたりアドバイスをしたりするなど、職場への定着支援を行いながら、学校と企業をつなぐ取組を行っております。

今後とも、学年段階に応じ、体系的な進路指導を行い、早期離職の防止に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 説明会や職場見学会などを早めに行うことや、具体的には、インターンを実施し、実際の仕事を体験できるメリットは非常に大きいと考えております。

高校3年生では、毎年7月1日に求人情報が解禁されると、生徒は学校に届いた求人票の中から、9月までに応募する会社を決めます。高校採用に関するルールは各都道府県で決められております。多くの自治体では、応募できるのは1人1社、9月中に内定を得られなかった生徒のみ、10月から複数の企業に応募ができることになっております。

こうした中、一部でルールの見直しも進んでいるようです。茨城県では、1人2社まで応募ができる制度を導入。生徒の主体性を尊重し、応募機会を増やすのが狙いだということであります。このように一部で見直しも進んでいます。県教育委員会の担当者は、生徒が進路を深く考える機会になればと考えているようです。

人手不足の中で、高卒の就職状況はかつてない売手市場となっています。

本県では、10月1日から1人2社応募ができると聞いていますが、就職試験解禁日の9月16

日からの導入を検討しているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県では、毎年度、就職に係る応募・推薦の在り方や応募書類の内容等につきましては、企業や県立学校長協会等、関係機関で構成される宮崎県高等学校就職問題検討会議における協議を経て決定しております。

1人1社応募制を申し合わせている理由といたしましては、生徒側は、丁寧な進路指導の下で、受験への準備時間が十分に確保されるとともに、身体的・心理的負担も軽減されること、企業側は、内定辞退の抑制につながり、計画的・効率的な採用選考が可能となることなどが挙げられます。

1人2社応募につきましては、今後とも、全国の状況を注視しながら、関係機関と研究・協議を行ってまいります。

○安田厚生議員 大阪府では1人1社制が廃止され、複数の応募が可能になりました。高校生の選択肢が広がり、早期離職を防止する効果が期待されます。ただし、複数応募はメリットがある一方で、学校や企業の負担が重くなるという課題もあるようです。人手不足に悩んでいる私からの質問でした。ありがとうございます。

次に、不登校対策についてお伺いいたします。

2023年度に全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒数は11年連続で増加し、最多を更新したことが不登校調査で分かりました。県内の不登校児童生徒は、小学校943人、中学校1,680人で、ともに過去最多だったと聞いております。小学生は6年連続、中学生は8年連続で増加しています。

不登校の要因としては、生活のリズムや学校

への不安等が挙げられているようです。児童一人一人に向き合った指導のほか、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策が求められています。

国は来年度より、不登校の小中学生向けに校内の学習環境を整備する考えを示しました。学校の居場所確保に空き教室などを利用し、校内教育支援センターを設置、学校に行けるものの、クラスに入りづらい児童の学習サポートをする考えであります。

不登校傾向の児童生徒に対して、校内において、どのような支援に取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校傾向の児童生徒に対しましては、校長のリーダーシップの下、教職員や専門スタッフが実態を把握した上で支援方法を協議し、連携して相談活動や学習支援を行っております。

その中で、登校できても教室に入ることが難しい児童生徒に対しましては、これまでも教育相談室等の別室で相談活動や学習支援等を行っていましたが、今、議員からも御紹介のありましたように、今後、校内教育支援センターとして改めて整備し、一層の支援の充実に取り組む予定としております。

校内での支援は、教職員や友人とのコミュニケーションが取りやすく、状況が改善すれば一部教室で授業を受けることもできるなどの利点があります。

今後も、不登校傾向の児童生徒が校内においても適切な環境で学習や生活ができるよう、効果的な支援体制の整備に努めてまいります。

○安田厚生議員 県で行われている校内教育支援センターのメリット・デメリットを検証し、児童に見合った対応をしていただきますようお願い

願いいたします。

子供の貧困率は、ひとり親家庭に限ると、半数近くが貧困に陥っているという厳しい現実があります。

また、困窮世帯の小中学生のうち、学校が楽しくないと感じる子供が28%に上りました。このうち、大半の子供が生活が苦しいと感じたり過去に感じたりした経験があると回答、子供貧困対策に取り組む公益財団法人あすのばの調査で分かりました。

県では、子供の貧困の実態についてどのように把握しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 貧困状態にある子供のうち、生活保護世帯の子供につきましては、福祉事務所のケースワーカーが、就学援助を受けております児童生徒については、学校や教育委員会において現状把握に努めております。

また、市町村で子育て家庭等の相談に当たっておりますこども家庭センターや、近年、民間団体で取組が広がっております子ども食堂や子ども宅食等の活動から得られる情報も、関係者間で共有を図っております。

○安田厚生議員 子供の貧困問題は、当事者である子供たちだけでなく、社会全体に影響を与えております。県として様々な取組を進めているところではありますが、現状の支援の中で、多くの子供たちが貧困状態にあります。

子供の貧困の解消に向けて、どのような取組をしているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 子供の貧困の根底には、親が経済的な問題を抱えている場合が多く、親を含めた貧困の連鎖を断ち切る取

組が必要となります。

そのため県では、子供の就学援助、無料の学習機会の提供、子ども食堂や子ども宅食の支援に取り組んでおります。

それらと併せ、収入の少ない世帯に対しまして、生活保護や児童扶養手当による経済的支援や、自立促進のための就労支援などにより、親の経済的自立を促進いたしまして、生活の安定を図る取組も進めております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。県内の子ども食堂については93か所、フードバンク37か所で活動していると聞いております。大変ありがたい話だなと思っているところであります。子供たちが安心して利用できる地域の居場所を確保することや、物価高騰等の影響を受けている生活困窮世帯を支援し、子ども食堂や学習支援などの子供たちの居場所づくりを進めていただきたいと考えているところであります。

次に、救急車について質問させていただきます。

けがや病気、野球大会で熱中症を発症したとき、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど、判断に迷うことがあります。そんなときに専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が、救急安心センター事業（＃7119）です。

「＃7119」は、原則24時間365日電話相談できる窓口であり、医師、看護師、相談員がお話を伺い、病気やけがの症状を把握して、救急車を呼んだほうがいいのか、急いで病院を受診したほうがいいのか、受診できる医療機関などを案内します。救急車の出動件数の伸びが抑えられ、救急搬送者に占める軽傷の割合が低下し、適正利用が促進されます。

本県では、全国版救急受診アプリ「Q助」の活用や県北救急医療ダイヤルがありますが、平日は24時間対応ではないようであります。

消防庁では「#7119」の全国普及を進めていますが、救急安心センター事業（#7119）の導入について、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 医療機関を受診する緊急性や救急車を呼ぶ必要性などに医師や看護師等が電話で相談に応じる、いわゆる「#7119」は、救急車の適正利用や相談者の不安解消などにつながるものと認識しております。

「#7119」の導入に当たっては、必要性や費用負担の在り方等について、県や各市町村間での合意形成を図る必要があるため、県では、他県の状況等を情報収集するとともに、今年度、各消防本部との意見交換や、国及び導入済みの県の担当者を招いた研修会を行ったところであります。

本県の救急出動件数は増加傾向にあることから、地域の限られた救急の機能を有効に活用できるように、引き続き、関係機関の意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

○安田厚生議員 「#7119」は、不要不急の搬送を減らす効果が期待され、今年度から時間外労働の上限規制が適用される医師の働き方改革にもつながると思います。入郷地域など常備消防がない地域でも使用できますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。前向きに御検討いただきたいと思います。

昭和54年に開催されました第34回国民体育大会は、テーマを「日本のふるさと宮崎国体」と名づけ、「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」をスローガンに、県民総参加による手作りの国

体でありました。

私は当時10歳で開会式に参加させていただきました。あまり覚えていませんけれども、迷子になりまして、不安な気持ちで開会式を見守った覚えがあります。その後はしっかりと叱られたことをよく覚えています。

大会での宮崎県勢の活躍はすばらしく、念願の天皇杯を獲得いたしました。3年後には本県での開催が決まり、天皇杯の獲得に向け、選手強化を進める必要があります。国スポの主力となるターゲットエイジの全国大会の参加や、トップアスリートから本物を学ぶ取組などが必要と考えております。

そこで、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた競技力向上について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年の佐賀国スポでは、男女総合得点で争う天皇杯順位の目標を20位と定め、取り組んでまいりましたが、団体競技の不振等もあり、結果は32位と昨年より順位を5つ下げる結果となったところであります。

昨年の鹿児島国体では、鹿児島が東京に次いで2位、今年の佐賀国スポも東京に次いで佐賀が2位ということで、全国知事会で顔を合わせるたびに様々な知事と意見交換を行いますが、東京に人・物・金の一極集中が話題となっておりますけれども、スポーツの競技力という面でも、東京への集中の度合いがとて強くなっているのではないかと考えております。

さらに、佐賀県の知事は「夏の大会までにはかなり差がつけられていて、秋で追い越そうとしてもなかなか難しかった」と、そういう情報収集もしているところであります。

今回の結果を受けまして、本県としても詳細な分析を進めるとともに、競技団体と対策会議

を行い、強化計画の再検討に取り組んでいるところでもあります。今後は、宮崎国スポで少年種別の主力となるターゲットエイジの強化や、ふるさと選手の活用などをより推進し、全ての正式競技において、競技力の底上げを図る必要があると感じたところでもあります。

先日、レスリングのターゲットエイジ強化プログラムの練習風景を視察し、激励してきたところではありますが、レスリング協会がパリオリンピックの金メダリストを招いて、中高生に指導を行ってもらいましたが、関係者の話によると、教え方がとてもうまいということでありまして、各競技団体の努力により、いろいろできる余地、伸ばす余地というものがあると感じたところでもあります。

前回の宮崎国体での天皇杯獲得が県民に大きな感動を与え、現在の「スポーツランドみやざき」の礎となったところでもあります。宮崎国スポに向けた競技力向上を進めていくことは、「スポーツランドみやざき」の次なるステージを目指していこうという本県にとりまして、大変重要な課題であると考えております。

今後とも、2度目の天皇杯獲得という高い目標に向けまして、官民一体となって全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員 本県選手には、より一層の活躍を期待しているところでもあります。

今年の夏、門川中学校の3年生が男女とも400メートルリレーで全国大会に出場されました。結果はどうであれ、教育長には大変お世話になりました。ありがとうございました。

次に、農林水産業についてお伺いいたします。

宮崎県で10月21日から23日にかけて、発達した低気圧に湿った空気が流れ込んだ影響で、線

状降水帯も発生し、大雨に見舞われました。この大雨の影響で、農地の浸水やハウスが倒壊する被害が出ました。門川町では、大雨により近くを流れる川が氾濫し、農業用ハウスに被害が出ていました。

今年10月21日からの大雨による被害農家への対応状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 気象災害が激甚化する中で、農業者が安心して営農するためには、農業共済などのセーフティーネットを活用するとともに、関係機関が連携し、営農再開を支援していくことが重要であります。

今回の大雨により被災した農業者においては、今年の作付を縮小するなど、営農に大きな影響が生じていることから、県では、経営の早期再建を支援するため、災害資金を速やかに適用したところです。

また、農業改良普及センターは、JAや市町村等と連携し、農業者の意向に応じた技術指導や資金相談など、栽培面や経営面できめ細かに対応しております。

今後も、安心して営農できるよう、農業者に寄り添って継続して支援してまいります。

○安田厚生議員 今回の災害では、ミニトマトが収穫時期を迎えていましたが、水に浸かって出荷ができなくなったものも多く、農業用ハウスの暖房設備などを含めると、約8,000万円の損失が出たと伺っております。経済的な生活の問題や、雇用している方の生活の問題など、大変な状況が続いています。離農者を出さないためにも、引き続き被災した農家への希望と意欲を引き出す対策をお願いいたします。

林業立村を掲げる諸塚村において、九州で初めて、また、村全体の取組として日本で初め

て、平成16年にF S C 森林認証を取得しています。また、その認証林から切り出された木材を加工流通させるため、耳川広域森林組合の諸塚加工センターがC o C 認証を取得し、F S C 認証材として製品を出荷しております。

そうした中、大きな経営判断の中で、現在、耳川広域森林組合の諸塚村を含む3つの加工センターが休止となっているところでございます。今後、閉鎖されることになれば、森林認証は継続されるものの、せっかくの認証材が製材品として流通することができなくなると聞いております。

そこで、耳川広域森林組合の諸塚加工センターの現状について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 耳川広域森林組合においては、近年の製材品の販売不振による赤字の累積や、施設の老朽化等を踏まえ、10月末をもって、諸塚加工センターを含む3つの加工施設の稼働を休止している状況にあります。

このような状況を受けて、諸塚村では役場が中心となり、耳川広域森林組合と県で構成される「諸塚木材加工センターあり方検討会」が設置されたところであります。

この検討会では、これまで3回にわたり、F S C 認証の製材品出荷の維持はもとより、地域の雇用の場の確保など、あらゆる可能性について多角的に検討されているところであり、県としましては、今後とも、このような機会を通して必要な助言を行ってまいります。

○安田厚生議員 諸塚村は、林業立村の地として、地球に優しい森林づくりの取組が国際的にも認められ、森林認証の村となりました。この森林認証は諸塚村民の誇りであります。F S C

認証の製材品をぜひ残してほしいなという思いがあるところであります。

そのような中、おが粉を販売する業者より、畜舎用に使うおが粉の価格が高騰しているので困っていると相談を受けました。また、畜産農家に話を聞きますと、敷料となるおが粉や飼料が高騰している状況のようです。

近年、木質バイオマス発電所の燃料用としての需要拡大や、製材工場における木材加工の減少等により、地域によっては、おが粉不足や価格の上昇が見られています。畜舎内の衛生条件の改善に必要な不可欠な、非常に重要な敷料であります。

木材加工の副産物であるおが粉は、美郷町北郷区の加工センターで、耳川森林組合管内の農家に向けて販売することが決まりましたが、一部の地域では、おが粉不足の影響により、おが粉の価格が上昇していると聞いております。県はどのように対応しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） おが粉は、家畜の保温やふん尿の吸着のために敷料として活用されるなど、畜産経営を行う上で重要な資材であります。

県内では、平成27年におが粉不足により価格が上昇したことから、各農林振興局、西臼杵支庁において、定期的におが粉の需給状況等の実態把握を行うとともに、畜産農家を対象とした相談窓口を設置し、入手方法等に関する情報提供などを行っております。

また、敷料の安定確保とコスト削減を図るため、おが粉に粉碎したもみ殻を混ぜた敷料の活用について、民間企業や畜産農家の協力を得て、実証試験を行うこととしております。

引き続き、現場の実情を的確に把握するとと

もに、畜産及び木材産業の関係団体等と連携しながら、畜産農家の支援に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 おが粉は畜産農家の敷料になくはないものであります。本県の基幹産業でありますし、また、江藤農林水産大臣も気にかけておられましたので、温かい御支援をお願いいたします。

以前、県では、住宅等における県産材の利用拡大を図るため、一般住宅の木材に係る経費の一部補助を行っていたと聞いております。県産材を積極的に利用した施設の木質化や製品の導入を行う工務店や、木造建築物を建築する場合に、その経費の一部支援を行い、木のよさの普及と県産材の需要拡大を図ることが必要と、緒嶋先生がおっしゃってございました。

木材の出口対策として、県産材住宅の建設促進に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、県産材住宅の購入を後押しするため、今年度から、民間主催の住宅フェアに県産材住宅のPRブースを出展するとともに、木造マイスターによる相談窓口を設置し、本県の気候風土に合い、炭素貯蔵に貢献できるなどの県産材住宅の魅力を伝える取組を行っております。

また、県産材を積極的に活用する工務店に対し、住宅の完成見学会やPR活動の経費を支援するとともに、使用する木材の7割以上が県産材の住宅を供給するなど、一定の要件を満たす工務店を県が認定し、ホームページで紹介する取組などを進めております。

さらに、県の建築業協会及び建築士会と、県産材住宅の建設促進に向けた協定を締結するなど、官民一体となった取組も進めているところ

であります。

○安田厚生議員 緒嶋先生にもしっかりと私のほうから伝えたいと思います。うまく伝わるかはよく分かりませんが、伝えられると思います。

最近、物価高騰がいろいろなところで問題となっています。住宅業界も例外ではないようです。新築の価格が以前より高くなり、建てられないと伺いました。ぜひ木材利用促進を要望いたします。

森林・林業活性化促進議員連盟で、森林とのつながりを親子で体験できる「ぎふ木育」の推進拠点、ぎふ木遊館を調査いたしました。

「いつでも、だれでも、木育を」をキャッチフレーズに、多くの皆様が身近に「ぎふ木育」を体験することができる拠点として、県内各地の児童館や図書館、子育て支援センター等に、岐阜の木のおもちゃを備えた「ぎふ木育ひろば」の設置を進め、現在、105施設が認定され、親子が気軽に木に触れ親しむことができる癒やしの空間が演出されています。このような木育を浸透させ、森林を守って生かす人づくりに取り組むことが大事だと感じました。

そこで、木育の推進に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、「みやざき木づかい県民会議」を中心に木育を推進しており、先進県である岐阜県から講師を招き、幼児向け木育プログラムの開発や、その普及・推進を担う木育マイスター3名の養成などを行ってきたところです。

このうち、木育プログラムは、モデルとなる幼稚園等に木育マイスターを派遣し、木材を磨いたり削ったりする作業などを、園児の成長に合わせ、段階的に行うことを通じて、「自然、人、モノのつながり」を感じながら、木や森の

大切さを学ぶ内容となっております。

また、継続的な取組となるよう、保育士を対象とした木育リーダー研修や、木育リーダーの活動を地域として支援するサポーターの養成も行っており、今後とも、このような体制を生かして木育を推進してまいります。

○安田厚生議員 木育は、年齢を問わず、誰にとっても必要な取組です。暮らしの中に木のぬくもりを増やしていくきっかけになってほしいと思います。

台風第10号は、宮崎県内各地に大きな爪痕を残しました。山からの流木が海岸を覆うように広がる様子が県内各地で見られました。門川町の向ヶ浜では、大量の流木が漂着し、残されたままです。これまで地域の方がボランティア活動で整備されてきましたが、高齢化が進み、整備ができなくなり、そのままになっています。

そこで、漁港区域における流木の状況と対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県内の漁港及び漁港に隣接する海岸を含む漁港区域においては、台風や豪雨のたびに大量の流木が漂着しております。

これらの流木は、漁船の航行に支障を生じさせるとともに、養殖施設を損傷させ、養殖業に多大な被害を与えるほか、海岸に漂着した流木を放置すると、再流出による漁業へのさらなる被害が懸念されます。

このため県では、漁業者や地域住民の協力を得ながら、規模等に応じて、国の補助事業や県単の災害復旧事業により、流木の回収・処分を行っているところです。

○安田厚生議員 この頃、山肌が崩れるなどして大量に発生した流木の被害が大変多くなっていると感じているところであります。山肌

が崩れる大きな原因は、森林の保水力を大幅に上回る雨が降ったこととあります。森林が放置されて木々の成長が弱まると、土砂災害等のリスクが高まります。森林を整備することは、災害対策の面でも大切なことです。

そこで、伐採事業者が行う主伐時における集材路の開設について、どのような指導を行っているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 集材路は、木材の伐採や搬出を効率的に行うため、林業機械等が一時的に走行するためのものであり、開設に当たっては、林地の保全や原状回復が早く進むよう配慮することが大変重要であります。

このため県では、伐採事業者に対し、急傾斜地を避けることや適切な排水処理、伐採終了後の埋め戻しを行うことなどの注意事項をまとめたガイドラインを作成し、市町村と連携した伐採パトロールなどを通じて、その遵守を指導しております。

特に、昨年度からは、県内3か所で研修会を開催し、これまでに300名以上の伐採事業者に周知・徹底しているところであり、引き続き、適切な集材路の開設に向けた指導を行ってまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。流木が流出し、各地で流木による漁業被害をもたらしているところもありますので、今後、流木被害軽減に向けた森林づくりの推進をしていただきたいと思っております。

次に、水産業についてお伺いいたします。

全国で漁業従事者の減少が急激に進んでいます。県では、過去5年間で漁業経営体数は138、漁業就業者数は206人減少しております。魚価の低迷や燃油価格の高止まり、水産物の消費量の減少や魚離れが進むなど、漁業経営は厳しい状

況にあります。

本県では、漁業就業者が減少する中で、生産力や漁村機能の低下が懸念されるが、今後、県はどのような水産業を目指していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 漁業就業者の減少が続く中で、国民に多様な水産物を提供し、漁村の暮らしを支える水産業の成長産業化を図るため、第六次水産業・漁村振興長期計画に基づき、生産力の向上や漁村の基盤強化を図ることが重要であると考えております。

このため県では、生産力の向上を図るため、未利用漁場の開拓や、魚礁の整備による漁場づくりといった生産環境の充実に加え、操業支援アプリによる漁海況情報の提供などのスマート化の取組も進めております。

また、漁村の基盤強化を図るため、漁港施設の強靱化や、漁業者や漁村を支える漁協の経営基盤の強化、漁村地域の魅力を創出する海業の取組を進めております。

この海業に関していいますと、安田議員に案内をいただいて、私も訪れました庵川のフィッシャーマンズフェスは、とてもいいイベントだと思いました。幾つかバーベキューのブースがあって、そこで取ってきた魚を目の前で焼いて、訪問した方が漁業者の話を聞きながら食べることができる。漁業者にとっても、いろんな刺激であったり、やりがいにもつながりますし、訪れた方にとっても、魚介類であったり、漁村のファンにもつながる、そういったイベントであったと考えております。

現在、令和8年度にスタートする後期計画の策定を進める中で、これまでの取組の検証や、漁業や漁村の実態を踏まえた対策の検討を行っております。これらの取組を通じて、持続的に

成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村の実現を目指してまいります。

○安田厚生議員 知事も参加されておりました。漁業者が自ら計画してイベントを開催するというので、私も同じように参加させていただきました。

門川の漁師がどのように漁をしているのか知っていただき、そしてまた、イベントに来てくれた人と向かい合わせになって、いろいろサザエとか魚を焼いて食べさせる、そういう企画でありました。なかなかいい企画だなと思っていたところでもあります。ああいうイベントを通じて漁師の仕事に興味を持っていただくと、うれしいなと思っているところでもあります。若い者が増えると、なおさらいいなと思っているところでもあります。

県は、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画では、新規就業者60人を目標に掲げています。漁船や漁具の更新などを支援し、生産性、収益性を向上させる方策を打ち出し、漁業者を離職させない環境を整えたいと考えています。

県は新規漁業就業者の確保・育成にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 持続的に成長する水産業を実現していくためには、新規就業者を確保・育成していくことが大変重要であります。

このため県では、各地域における新規就業者の受入れ体制づくりの支援や、経営開始時に必要な資金の給付を行うとともに、宮崎県漁村活性化推進機構が行う就業希望者の掘り起こしや漁業体験研修の取組を支援しております。

また、県立高等水産研修所において、漁業技術の習得や海技士の資格取得など、即戦力とな

る漁業者の育成を行っております。

今後は、水産試験場との組織統合による教育機能の強化を図るなど、水産業を取り巻く情勢等の急速な変化に適応できる多様な人材を確保・育成してまいります。

○安田厚生議員 新規就業者の確保は喫緊の課題だと感じておりますので、その対策をぜひよろしく願いいたします。

次に、災害対策についてお伺いいたします。

8月8日の午後4時43分頃、宮崎県日向灘を震源とする地震により、宮崎県日南市において、最大震度6弱の揺れが発生いたしました。

この地震に伴い、1メートル程度の津波注意報が発表され、多くの県民が避難し、海に面した門川町では、多くの住民が高台に避難いたしました。高台にある門川町役場に避難する車で渋滞も発生したところであります。

また、J Rが地震のため緊急停車し、踏切の遮断機が下がり、避難したいのに避難できない状態が続いたところもあったようです。このような際に、どのように対処していいかわからない、線路を横断して避難していいのか、また遮断機をどうやって上げればいいのかという問合せがございました。

北海道では、津波発生時に線路を横断して住民が避難できる仕組みづくりに、J R北海道と動き出しました。津波からの避難について、踏切以外の場所での線路の横断を条件付で認める方針を明らかにしました。

鉄道営業法では、鉄道地内にみだりに立ち入る行為に罰則を設けているが、北海道の太平洋側では、津波から避難する際、線路を越えて浸水する地域があり、沿岸住民から横断の許可を求める声が上がっていました。

本県も災害時に避難所までのルートが遮断さ

れる可能性があるが、避難経路を確認することの重要性について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 災害時に安全で迅速な避難をするには、日頃からの備えとして、ハザードマップ等を活用し、自宅等の災害リスクや避難先の検討、避難経路の確認などをしておくことが大変重要であります。

特に、避難経路については、なるべく線路をまたがないルートや、ブロック塀の倒壊や浸水等により道路が遮断される可能性があることも考慮し、複数ルートの検討が望ましいとされております。

また、避難の実効性を確保するため、地域や学校での防災活動で、想定した避難場所や避難経路を使って、実践的な避難訓練を行うことも重要であります。

安全で迅速な避難は、命を守る最も大切な行動ですので、今後とも、市町村と連携しながら、その啓発等に努めてまいります。

○安田厚生議員 県民の命に関わる非常に大きな問題であります。各自治体としっかりと話し合いを進めて、今回、J Rの踏切や線路の在り方など、新たな問題点への対策をお願いいたします。災害時の踏切について、周知を図っていただきたいと思っております。

先月、延岡・日向・門川の防災研修会が延岡看護専門学校で開催されました。異業種間の連携強化により、災害対応力の向上を図るのが目的であります。各市町村議員や医師をはじめ、消防本部、行政など、様々な業種の方が参加されました。そこで、県北医療体制の問題点や災害時の拠点病院の役割をテーマに講演していただきました。

災害や不測の事態が生じたときには、迅速か

つ的確な対応が求められていますが、災害発生時の混乱を最小限に抑えるためには、平時から危機管理体制を構築し、万が一に備えることが必要であるということでありました。そのためにも、災害医療のことを考えると、県立延岡病院に看護師60名の増員が必要なことや、病院内に「危機管理科」の創設が必要であるということが分かりました。

災害時における県立延岡病院の体制及び今後の取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立3病院は、災害発生時に被災地内の傷病者の受入れ等を行う災害拠点病院であり、24時間緊急対応できる体制を整えておく必要があります。

延岡病院では、災害時に迅速に対応できるよう、毎年、県の総合防災訓練への参加はもとより、独自に様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、実際の災害発生時には、県の体制に依拠して、院内に災害対策本部などの組織を立ち上げ、DMATを中心に、県や圏域内の医療機関などと連携し、災害医療を行っています。

今後とも、県、市町村、医師会、他の災害拠点病院や医療機関、消防機関等との各種訓練等を通じて、顔の見える関係を構築し、災害医療体制のさらなる充実につなげてまいります。

○安田厚生議員 この研修を通じて、事前にそれぞれの課題を知り、官民を問わず垣根を越えたネットワークづくりが必要と感じました。

看護師60名はちょっと行き過ぎかもしれませんが、危機管理科の創設については、ぜひ議論していただきたいと思います。県民の命を守っているのは県立延岡病院だということをしっかりと分かっていただくためにも、よろしくお願いします。今後もこのような研修会を重

ねていくということでもありますので、私も参加したいと考えているところであります。

全国にある上下水道の緊急点検結果が公表されました。特に、避難所や災害拠点病院などの重要な施設のうち、接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている施設の割合は約15%と明らかになりました。

能登半島では、多くの管路が破損し、現在も自宅のトイレやお風呂が使えない方も多いと伺っております。水の重要性を痛感したところでもあります。

そこで、国の緊急点検における本県の重要施設の耐震化率の状況と、それを踏まえた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県におきまして、耐震化されております管路が接続している避難所や病院などの重要施設の割合は約18%となっております。

今回の緊急点検によりまして、重要施設等の耐震化が十分でないことが確認され、国は、令和7年1月までに、重要施設に接続する管路の耐震化等を計画的・重点的に進める上下水道耐震化計画を策定するよう水道事業者等に要請しております。

避難所や病院などは、災害時でも水の使用が不可欠でありまして、早急な整備が求められておりますので、県といたしましても、水道事業者が行う計画策定に対し、必要な助言や指導を行ってまいります。

○安田厚生議員 避難所や災害拠点病院など、重要な施設の水道管路の耐震化をお願いしたいと思います。

近年、豪雨や地震など自然災害が相次いでいます。本県も昔から数多くの自然災害に見舞わ

れてきました。被災地域では、先人が犠牲者の慰霊や災害を繰り返さないことを願い、自然災害伝承碑が造られてきました。過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に伝えるとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指しています。

自然災害伝承碑を把握し、活用すべきだと思いますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 自然災害伝承碑は、地域で起こり得る災害についての貴重な情報を伝えており、学校での防災教育や地域での防災活動等に活用できる有意義なものと考えております。

全国 of 自然災害伝承碑につきましては、国土地理院が登録制度を設け、ホームページで公開していますが、県内では、えびの地震記念碑など13基が登録されております。

県では、昨年度実施した「親子で学ぶ津波学習バスツアー」で、宮崎市の外所地震供養碑を訪れるなど、災害を学ぶための教材として活用しております。

今後、県ホームページ等での紹介や、市町村に対し登録制度の周知を行うなど、自然災害伝承碑についての取組をさらに進め、防災意識の向上を図ってまいります。

○安田厚生議員 こうした災害伝承碑は、あまり知られていないのが実情であります。ぜひ教育分野でも学習していただきたいと思います。教育長、よろしくお願い申し上げます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き

続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

